

三川町高齢者保健福祉計画(第9期)
三川町介護保険事業計画(第9期)

令和6年3月
三川町

「一人ひとりの尊厳を大切にし、住み慣れた地域で共に支え合い、健康で安心して暮らし続けられるまち」をめざして

わが国では、総人口が減少し続ける一方で、令和7年には、団塊の世代が全て75歳以上を迎えることにより、医療・介護双方を必要とするなど、多様なニーズを抱える要介護高齢者等が増えることが予想されています。

本町におきましても高齢者数の増加に比例して、介護を必要とする方や認知症高齢者が増えてきていますが、これに加えて、一人暮らし高齢者や高齢者世帯も増えてきており、地域での支え合いの取り組みとともに、今後、在宅高齢者の暮らしをどのように支えていくのかが大きな課題となっています。

平成12年4月に、介護保険制度がスタートし、地域支援事業による介護予防を重視したシステムの中核となる「地域包括支援センター」の設置や、介護予防・日常生活支援総合事業の導入等、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするため、「地域包括ケアシステム」を推進してきたところです。

団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年、また、高齢者人口がピークを迎える令和22年を見据えれば、在宅での医療・介護ニーズの高まりへの対応が必要であり、自他の尊厳を認め合い、生きがいをもって健康で安心して暮らすことができるようではなりません。そのため、行政と地域、各種関係機関・団体が顔の見える関係を大切にした連携を一層深めていく必要があります。

そこで本計画では、「一人ひとりの尊厳を大切にし、住み慣れた地域で共に支え合い、健康で安心して暮らし続けられるまち」を基本理念とし、地域包括ケアシステムを中心とした、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組むとともに、高齢者の社会参加の促進と地域における見守りや支え合いの体制の構築、在宅医療・介護の連携を推進することとしています。

介護保険制度の適正な運営は言うまでもなく、地域や各種機関・団体等との連携のもと、高齢者が自立し、生きがいをもって暮らすための支援の充実を図るほか、安心して穏やかに暮らせる“まちづくり”を進めたいと考えているところであり、町民の皆さまには、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くのご意見、ご協力をいただきました計画委員会委員の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6年3月

三川町長 阿 部 誠

【目 次】

I	はじめに	
1	三川町の概要	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の性格と内容	2
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制等	3
II	基本理念	
1	基本理念	4
2	基本目標	4
3	日常生活圏域の設定	4
III	高齢者を取り巻く現状	
1	高齢者等の状況	5
IV	高齢者保健福祉サービス等の現状と課題	
1	介護保険事業	7
2	地域支援事業	18
3	介護保険料段階別人数の推移	32
4	保健福祉事業	33
5	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	47
V	計画期間における各年度の高齢者の状況	
1	高齢者等の人口推計・介護保険被保険者数の推計	57
2	要介護認定者数の推計	59
3	サービス等利用者数の推計	60
VI	計画期間における高齢者保健福祉サービスの種類毎の量の見込み及び確保のための方策	
	第9期介護保険事業計画における基本方針	62
1	介護保険事業	65
2	地域支援事業	76
3	介護保険事業費の見込額と介護保険料	88
4	保健福祉事業	91
5	成年後見制度利用促進事業	95
VII	高齢者保健福祉サービスを円滑に提供するための環境整備	
1	地域生活支援体制の整備	98
2	高齢者の積極的な社会参加	100
VIII	策定体制等	
	○三川町高齢者保健福祉計画（第9期）及び三川町介護保険事業計画（第9期）の策定 までの経過	101
	○三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会委員名簿	102
	○三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会条例	103

I

はじめに

1 三川町の概要

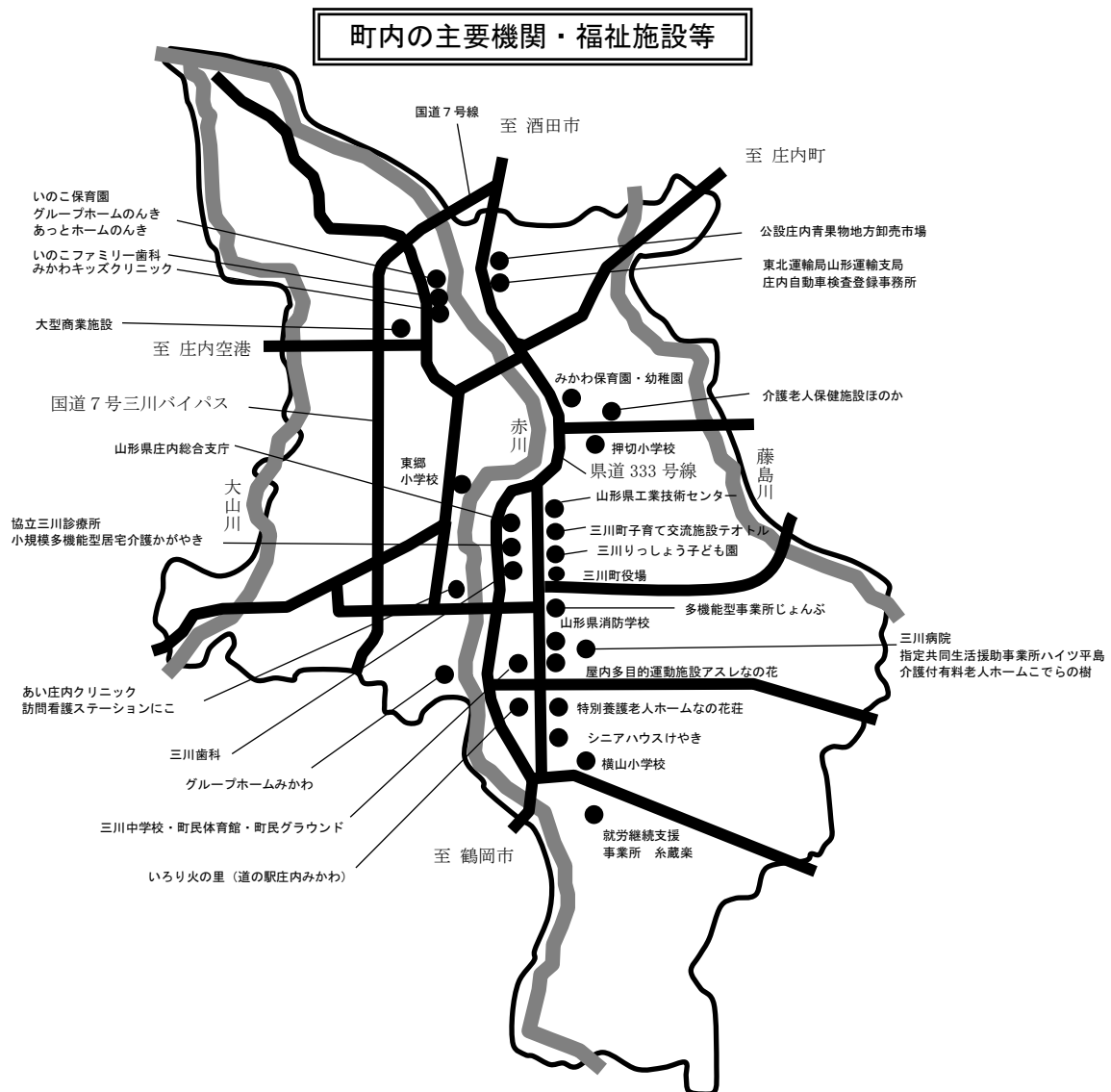
本町は、山形県の北西部、庄内平野のほぼ中央に位置し、北に最上川を隔てて秀峰・鳥海山を仰ぎ、東には霊峰・月山、湯殿山、羽黒山の出羽三山、南に金峰・母狩の両山を臨み、西には庄内砂丘を隔てて日本海が広がっています。

町の中央を赤川が、東には藤島川が、そして、西には大山川が流れ、この三川（さんせん）による豊かな水は大地を潤し、全国でも有数の穀倉地帯を誇っています。

日本海の海洋気候の影響を受けて、夏は高温多湿で、冬は北西の季節風が激しく、庄内地方特有の地吹雪も発生しますが、比較的降雪量は少ない地域となっています。

四季折々の美しい景観は、肥沃な大地とともに豊かな文化を育んでいます。

また、国道7号三川バイパスなどの主要国・県道が町を縦横断し、庄内空港や高速道路までのアクセスの利便性も高いことから、庄内地方の交通の要衝として、国や県などの公共施設が立地するとともに、行政・産業・経済等の中枢機能が集積する町として大きな役割を担っています。



2 計画策定の趣旨

1. 策定の背景

わが国では、全国的に総人口が減少していくなか、高齢者人口は今後も増加し、介護が必要な高齢者が急速に増加していくものと見込まれています。

本町では、平成22年国勢調査において、65歳以上人口の割合が30%を超え、令和2年には35.1%に達しており、高齢化率は今後も上昇していくものと見込まれます。

令和7年には、団塊の世代が全て75歳以上となり、高齢者数の増加とともに医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、さまざまなニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれます。

そのため、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策が重要となります。

2. 法令等の根拠

- 三川町高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定する計画です。
- 三川町介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づいて策定する計画です。

3 計画の性格と内容

三川町高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づき、今後、町が取り組むべき総合的な高齢者の保健福祉施策の基本的な方向を示し、高齢者の心身の健康を保持し、かつ、安心して生活できるように、要介護者等に対する介護給付等対象サービスのほか、高齢者を対象とした保健・福祉全般にわたる各種サービスの方向性と目標等を示した計画です。

また、三川町介護保険事業計画は、町が行う介護保険事業を円滑に実施するため、各年度における介護給付等対象サービスの利用量を見込み、サービスを提供するための基盤を確保するための計画です。

高齢者に関する保健福祉施策と介護保険施策は、密接に関連していることから、本町では、両計画を一体的に策定することとし、第9期となるこの計画では、団塊の世代が全て75歳となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、第9期以降の各計画期間を通じて地域包括ケアシステムをさらに深化、推進することとしています。

なお、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向を定めた最上位計画である「第4次三川町総合計画」や山形県が策定する保健医療計画との整合性を図るほか、各種保健福祉計画との調和を保ちながら策定するものとします。

4 計画の期間

三川町高齢者保健福祉計画（第9期）及び三川町介護保険事業計画（第9期）は、令和6年度から令和8年度までの3カ年の計画とします。

5 計画の策定体制等

1. 計画の策定体制等

計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉の関係者、県、保健所、学識経験者及び住民の代表を委員とする「三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会（以下「委員会」という。）」において、広く意見等を聴きながら行いました。

2. 計画の進行管理と推進体制

社会状況の変化や高齢者のニーズに柔軟に対応するため、日頃から情報収集に努めるとともに、本計画の進捗状況などを点検・評価し、情勢に適応した計画の見直しを行います。

（1）進行管理の方法

- 各項目について、数値目標等を設定し、年度毎に計画に位置付けられた目標の達成度を点検します。
- 計画の進捗状況については、毎月又は年度毎の事業状況報告等により、委員会が中心となって把握します。
- 施策に関連する事業の進捗状況や目標達成の貢献度、課題分析などを通じて、事業内容を改善していきます。
- 計画の進捗状況の把握及び評価に際しては、次の点に留意するものとします。
 - ①保健サービス、福祉サービス及び介護保険サービスの状況
 - ②サービスを行う機関、事業者等の相互の連携状況
 - ③保健・医療・福祉機関などの意見の反映
 - ④要介護者など本人及び身近な関係者などの要望の反映
 - ⑤高齢者保健福祉事業と介護保険事業等との調整の状況

（2）計画の推進体制

- 委員会における計画の進捗状況等についての点検・評価とともに、サービス利用者の声や、住民の意見、意向、地域包括支援センターや事業所等、その他関係機関団体の意見集約などにより、実態の把握に努め、介護保険事業を円滑に運営します。
- 把握された実態やサービス等の利用状況などにより、本町の課題の抽出と、今後の方向性についての検討を行います。

II

基本理念

1 基本理念

「一人ひとりの尊厳を大切に、住み慣れた地域で共に支え合い、健康で安心して暮らし続けられるまち」の実現を基本理念に、世代を超えて互いに助け合い支え合う地域づくりと、一人ひとりの状況に応じた自分らしい生き方を人生の最後まで安心して続けられるまちづくりを推進します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、高齢者保健福祉・介護保険施策を総合的に推進するため、次の事項を重点的に取り組むべき基本目標として設定します。

1. 高齢者が自立し、活動的で生きがいをもって暮らすための支援の充実

住み慣れた地域で生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう介護予防や健康づくり事業の充実を図るとともに、高齢者が自分らしく活躍できるよう社会参加や地域活動の自主的な活動を支援します。

2. 誰もが安心して快適に暮らせる体制の充実

高齢者だけではなく、障害者や子育て世代、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる、地域共生社会の実現をめざすとともに、医療と介護の連携強化を図り、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できるよう、多様な支援を継続的かつ包括的に提供する「地域包括ケアシステム」を推進します。

3. 介護保険制度の適正かつ円滑な運営

住み慣れた地域で介護を必要とする方が、将来にわたり安心してサービスの利用ができるよう、介護保険サービスの質の向上や介護人材の確保、適正利用を推進します。

3 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し、サービス利用を可能にする観点から、中学校区単位で「日常生活圏域」を定めることとなっています。

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供するための施設の整備状況等を勘案し、本町においては、中学校区が一つのため、「町全域」を一つの日常生活圏域として設定します。

Ⅲ

高齢者を取り巻く現状

1 高齢者等の状況

1. 三川町の人口の推移

本町の総人口は減少を続けており、今後の人口推移についても、一層の減少が続くと見込まれています。年齢3区分別にみると、特に生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が著しい状況となっております。

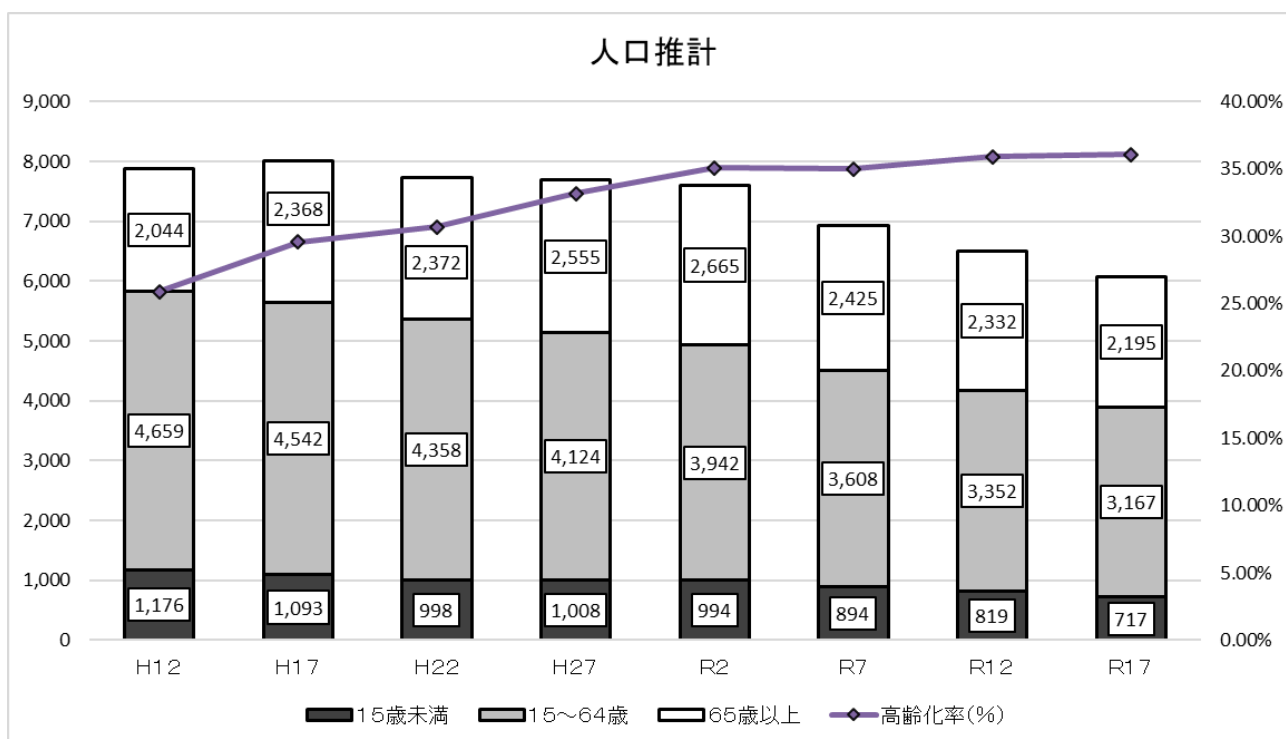
総人口に対する高齢化率は増加しており、令和17年には36.1%になる見込みです。今後さらに75歳以上人口の増加が見込まれ、介護サービスの需要も高まることが予測されます。

(単位：人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
総人口	7,879	8,003	7,731	7,728	7,601	6,927	6,503	6,079
15歳未満	1,176	1,093	998	1,008	994	894	819	717
	14.9%	13.7%	12.9%	13.1%	13.1%	12.9%	12.6%	11.8%
15～64歳	4,659	4,542	4,358	4,124	3,942	3,608	3,352	3,167
	59.1%	56.8%	56.4%	53.6%	51.9%	52.1%	51.5%	52.1%
65歳以上	2,044	2,368	2,372	2,555	2,665	2,425	2,332	2,195
	25.9%	29.6%	30.7%	33.2%	35.1%	35.0%	35.9%	36.1%

(出典) 平成12年～令和2年まで：総務省「国勢調査」

令和7年以降：推計値



2. 高齢者世帯の現状

本町で65歳以上の高齢者がいる世帯は増加傾向にあり、令和2年では1,429世帯となっております。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯についても、今後も増加していくことが見込まれます。

【高齢者世帯の推移】

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	1,988	2,088	2,140	2,213	2,332
高齢者がいる世帯	1,309	1,380	1,339	1,375	1,429
	65.8%	66.1%	62.6%	62.1%	61.3%
高齢者単身世帯	87	101	106	161	221
	4.4%	4.8%	5.0%	7.3%	9.5%
高齢者夫婦世帯	116	142	169	189	229
	5.8%	6.8%	7.9%	8.5%	9.8%

(出典) 総務省「国勢調査」

3. 認知症高齢者の現状

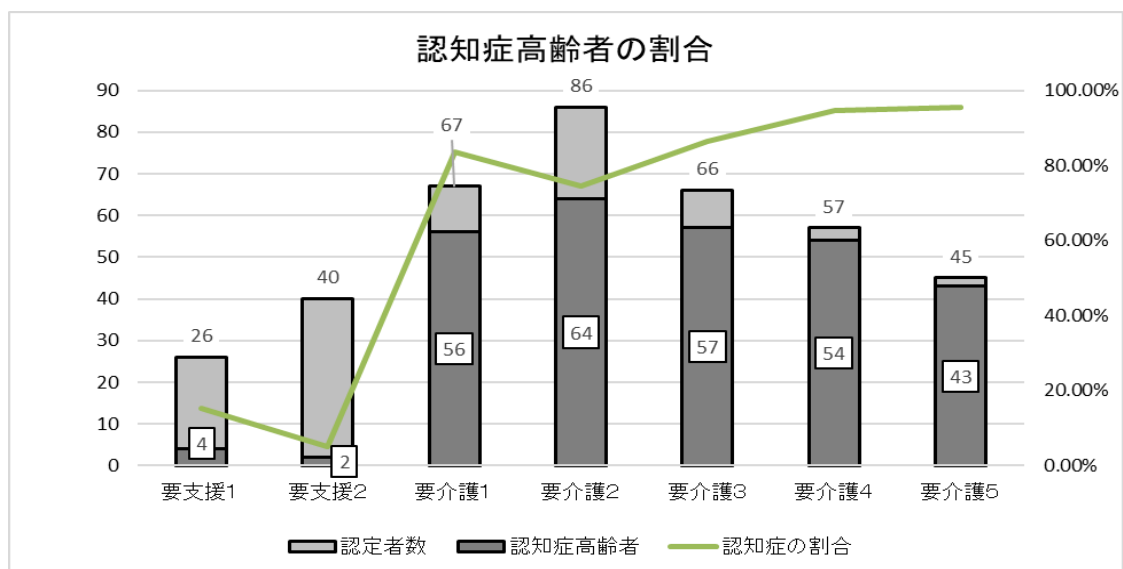
本町において、令和5年3月末時点で要介護認定を受けている方387人の内、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）数は280人で、認定者数の72.4%を占めております。要介護度が上がるにつれて、認知症の割合も増加傾向にあります。

(単位：人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認定者数	26	40	67	86	66	57	45
認知症高齢者	4	2	56	64	57	54	43
認知症の割合	15.4%	5.0%	83.6%	74.4%	86.4%	94.7%	95.6%

注1) 64歳以下の第2号被保険者を含む。

注2) 認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）の方は、服薬管理ができない、一人で留守番ができない等の症状がある方。



IV

高齢者保健福祉サービス等の 現状と課題

1 介護保険事業

団塊の世代が65歳になった平成27年度以降、認定者数は減少してきており、その傾向は、令和5年度まで続いています。

また、第8期における第一号被保険者に対する認定者数の割合は16～17%台で推移しており、減少傾向にあります。

1. 要介護等認定者数の推移

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	55人	44人	42人	43人	29人	23人
要支援2	48人	58人	48人	57人	43人	44人
要介護1	86人	84人	84人	78人	80人	67人
要介護2	81人	66人	71人	71人	76人	97人
要介護3	77人	65人	70人	66人	65人	67人
要介護4	52人	64人	68人	67人	67人	50人
要介護5	70人	56人	53人	44人	44人	48人
合計(A)	469人	437人	436人	426人	404人	396人
(再掲) 65歳以上の認定者数(B)	458人	428人	429人	417人	397人	390人
第1号被保険者数(C)	2,394人	2,390人	2,413人	2,419人	2,406人	2,412人
第1号被保険者数認定割合(B)/(C)	19.1%	17.9%	17.8%	17.2%	16.5%	16.2%

※各年9月末現在の実績値。

2. 介護サービス量の実績

(1) 施設サービス

計画においては、利用の増加を見込みましたが、第7期の実績よりも少ない状況で、要介護3以上の認定者数の減少もあり、施設サービスの利用も減少傾向にあります。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや重度の認知症などにより常に介護が必要な方が、自宅での介護が困難な場合に入所し、介護や日常生活の介助を受けられる施設です。

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画値(千円)	147,509	147,575	147,575	174,647	174,744	174,744
給付費(千円)	156,639	163,250	162,604	148,288	152,408	158,066
対計画比(%)	106	111	110	85	87	90
人数(人/月)	52	53	52	49	49	49

※人数は1月当たりの利用者数（以下の項目も同様）

※（出典）（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

（計画値）介護保険事業計画での報告値（以下の項目も同様）

② 介護老人保健施設

常に介護が必要な要介護者が、対象の施設で医学的な管理のもとに、介護や看護、機能訓練のサービスを受けられる施設です。

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画値(千円)	76,936	76,970	76,970	86,834	86,883	86,883
給付費(千円)	83,376	78,185	78,052	75,429	86,403	87,714
対計画比(%)	108	102	101	87	99	101
人数(人/月)	25	24	24	23	25	26

③ 介護医療院

長期の療養が必要である要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練などの必要な医療を受けられる施設です。

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画値(千円)	0	0	0	8,294	8,298	8,298
給付費(千円)	0	0	7,361	7,674	3,901	0
対計画比(%)	-	-	-	93	47	0
人数(人/月)	0	0	2	2	1	0

(2) 居宅（介護予防）サービス

計画においては、利用の増加を見込みましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、通所サービスの利用が減少し、計画値を大きく下回っています。

一方で居宅療養管理指導や介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリなど訪問サービスについては、計画値よりも利用が増加しています。

① 訪問介護

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や日常生活の手助けをするサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問介護	計画値(千円)	29,210	29,223	28,436	39,712	38,097	39,734
	給付費(千円)	14,840	17,556	24,133	24,099	21,446	18,883
	対計画比(%)	51	60	85	61	56	48
	回数(回/月)	474.2	535.6	684.1	650.4	567.0	539.2
	人数(人/月)	29	33	37	36	37	37

※人数は1月当たりの利用者数、回(日)数は1月当たりの数(以下の項目も同様)

※(出典)(実績値)厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(計画値)介護保険事業計画での報告値(以下の項目も同様)

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で寝たきりの要介護者の居宅を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問入浴 介護	計画値(千円)	1,514	1,514	1,514	3,081	3,809	3,809
	給付費(千円)	1,968	2,467	2,145	2,387	2,353	2,817
	対計画比(%)	130	163	142	77	62	74
	回数(回/月)	14	18	15	16	16	19
	人数(人/月)	4	4	4	5	4	3
介護予防 訪問入浴 介護	計画値(千円)	97	97	79	101	101	101
	給付費(千円)	0	0	16	0	0	0
	対計画比(%)	-	-	20	-	-	-
	回数(回/月)	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	1	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問看護	計画値(千円)	4,305	4,584	4,862	11,053	11,059	11,427
	給付費(千円)	6,812	5,017	7,585	7,914	7,417	9,757
	対計画比(%)	158	109	156	72	67	85
	回数(回/月)	119.3	92.3	131.0	137.3	151.6	194.3
	人数(人/月)	13	9	15	18	17	19
介護予防 訪問看護	計画値(千円)	355	355	355	230	230	230
	給付費(千円)	889	248	471	606	491	572
	対計画比(%)	250	70	133	263	213	249
	回数(回/月)	21.3	5.8	6.4	20.3	12.9	11.5
	人数(人/月)	3	1	1	3	2	3

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、リハビリテーション(機能訓練)を行うサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問 リハビリ テーショ ン	計画値(千円)	902	902	902	3,740	3,742	3,742
	給付費(千円)	1,774	3,442	3,695	4,098	3,090	2,187
	対計画比(%)	197	382	410	110	83	58
	回数(回/月)	51.0	100.3	107.8	118.3	87.7	59.6
	人数(人/月)	5	9	11	11	10	8
介護予防 訪問 リハビリ テーショ ン	計画値(千円)	257	258	258	697	698	698
	給付費(千円)	108	374	892	1,315	1,534	2,671
	対計画比(%)	42	145	346	189	220	383
	回数(回/月)	3.0	9.8	25.5	38.5	47.7	82.0
	人数(人/月)	1	1	4	5	6	10

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養に関する指導・助言を行うサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅療養 管理指導	計画値(千円)	1,681	1,681	1,681	1,848	1,754	1,801
	給付費(千円)	1,753	1,549	2,011	2,823	2,875	3,619
	対計画比(%)	104	92	120	153	164	201
	人数(人/月)	29	27	32	38	38	46
介護予防 居宅療養 管理指導	計画値(千円)	127	127	127	130	130	130
	給付費(千円)	231	99	16	213	299	750
	対計画比(%)	182	78	13	164	230	577
	人数(人/月)	2	1	3	2	2	7

⑥ 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、入浴や食事などの日常生活の支援や機能訓練を日帰りで受けられるサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
通所介護	計画値(千円)	138,666	141,879	141,879	110,189	105,094	110,171
	給付費(千円)	125,254	122,948	105,233	88,399	73,840	85,523
	対計画比(%)	90	87	74	80	70	78
	回数(回/月)	1,349	1,304	1,080	900	742	853
	人数(人/月)	120	110	93	80	73	80

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所で、入浴や食事などの日常生活の支援やリハビリ専門職による機能訓練を日帰りで受けられるサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
通所 リハビリ テーション	計画値(千円)	33,573	33,588	33,588	49,058	46,022	49,085
	給付費(千円)	35,569	39,171	44,287	45,006	37,210	45,003
	対計画比(%)	106	117	132	92	81	92
	回数(回/月)	329.5	365.6	398.4	395.2	338.8	398.2
	人数(人/月)	37	41	47	47	42	49
介護予防 通所 リハビリ テーション	計画値(千円)	6,935	6,938	6,938	6,754	6,758	7,275
	給付費(千円)	9,545	8,414	7,688	8,909	7,971	8,316
	対計画比(%)	138	121	111	132	118	114
	人数(人/月)	24	21	18	20	19	20

⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けられるサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
短期入所 生活介護	計画値(千円)	62,992	64,552	66,481	61,666	57,782	61,700
	給付費(千円)	64,881	51,488	55,361	56,507	50,583	38,826
	対計画比(%)	103	80	83	92	88	63
	日数(日/月)	660.4	536.8	552.5	563.2	527.0	394.9
	人数(人/月)	51	45	40	34	30	30
介護予防短 期入所生活 介護	計画値(千円)	1,384	1,385	1,385	593	593	593
	給付費(千円)	769	840	793	878	998	876
	対計画比(%)	56	61	57	148	168	148
	日数(日/月)	11.6	11.4	10.3	11.4	13.3	11.6
	人数(人/月)	2	3	1	1	1	1

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもと、医療、介護、リハビリテーションなどが受けられるサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
短期入所 療養介護 (老健)	計画値(千円)	5,031	5,034	5,034	2,855	2,857	2,857
	給付費(千円)	2,917	1,954	1,118	1,517	1,397	3,263
	対計画比(%)	58	39	22	53	49	114
	日数(日/月)	23.5	16.1	9.0	11.8	10.6	25.8
	人数(人/月)	5	4	2	2	2	3
介護予防 短期入所 療養介護 (老健)	計画値(千円)	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	対計画比(%)	-	-	-	-	-	-
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台、体位変換器などの福祉用具を貸し出すサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
福祉用具 貸与	計画値(千円)	13,933	13,933	13,933	12,166	11,732	12,420
	給付費(千円)	14,081	12,978	13,581	13,769	13,130	15,206
	対計画比(%)	101	93	97	113	112	122
	人数(人/月)	89	85	90	89	92	101
介護予防 福祉用具 貸与	計画値(千円)	815	815	815	1,052	1,052	1,173
	給付費(千円)	1,233	1,329	1,235	1,539	1,366	1,254
	対計画比(%)	151	163	152	146	130	107
	人数(人/月)	21	20	20	27	24	19

⑪ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

在宅の要介護者等の状態や希望、生活環境に応じて、腰かけ便座や入浴補助用具、移動用リフトの吊り具などの福祉用具を購入した場合に、年間10万円を上限に費用の9割（2割負担の場合8割、3割負担の場合、7割）が後から支給されるものです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
特定福祉用具購入費	計画値(千円)	763	763	763	221	221	221
	給付費(千円)	299	582	463	586	465	562
	対計画比(%)	39	76	61	265	210	254
	人数(人/月)	1	2	2	2	1	2
特定介護予防福祉用具購入費	計画値(千円)	302	302	302	188	188	188
	給付費(千円)	123	172	150	106	122	281
	対計画比(%)	41	57	50	56	65	149
	人数(人/月)	0	1	1	1	1	1

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

転倒を防ぎ自分で移動しやすい生活環境を整えるため、在宅の要介護者等の状態や希望、生活環境に応じ、手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修に対し、対象金額20万円を上限に、その9割（2割負担の場合8割、3割負担の場合7割）を助成するものです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住宅改修	計画値(千円)	1,825	1,825	1,825	914	914	914
	給付費(千円)	1,663	534	1,423	903	960	356
	対計画比(%)	91	29	78	99	105	39
	人数(人/月)	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	計画値(千円)	1,060	1,060	1,060	364	364	364
	給付費(千円)	304	533	30	711	46	0
	対計画比(%)	29	50	3	195	13	0
	人数(人/月)	0	0	1	1	1	0

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居されている方が日常生活上の支援や介護を受けられるサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
特定施設 入居者 生活介護	計画値(千円)	28,004	31,954	34,730	22,996	23,009	23,009
	給付費(千円)	5,295	11,548	16,748	14,780	14,122	19,917
	対計画比(%)	19	36	48	64	61	87
	人数(人/月)	3	6	8	7	6	7
介護予防 特定施設 入居者生 活介護	計画値(千円)	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	対計画比(%)	-	-	-	-	-	-
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者等の状態や希望、生活環境に即した居宅サービスが適切かつ効果的に提供されることにより自立が図られるよう、サービスの種類や内容等を定めた居宅介護支援計画(ケアプラン)を作成するサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護 支援	計画値(千円)	33,509	33,524	32,903	29,851	28,904	30,416
	給付費(千円)	35,422	33,409	31,594	30,508	28,411	28,693
	対計画比(%)	106	100	96	102	98	94
	人数(人/月)	190	178	171	162	153	160
介護予防 支援	計画値(千円)	2,761	2,710	2,710	1,815	1,816	2,030
	給付費(千円)	2,122	2,026	2,078	2,435	2,129	1,957
	対計画比(%)	77	75	77	134	117	96
	人数(人/月)	40	38	39	45	39	36

(3) 地域密着型サービス

計画においては、利用の減少を見込みましたが、小規模多機能型居宅介護及び介護老人福祉施設入所者生活介護の利用が増加し、計画値を大きく上回っています。小規模多機能型居宅介護は、事業所の移転があり登録定員が増加したことや在宅での生活が継続できるようにサービスを組み合わせて利用できることから、ニーズが増えたものと思われます。

① 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望などに応じ、随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供される在宅での生活の継続を支援するサービスです。

※人数は1月当たりの利用者数、回（日）数は1月当たりの数（以下の項目も同様）

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
小規模 多機能型 居宅介護	計画値（千円）	28,212	28,225	28,225	19,199	19,210	19,210
	給付費（千円）	17,266	23,147	20,844	31,096	53,793	62,262
	対計画比（%）	61	82	74	162	280	324
	人数（人/月）	7	10	8	13	21	24
介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	計画値（千円）	937	937	937	1,026	1,026	1,026
	給付費（千円）	0	57	1,420	3,329	2,132	1,046
	対計画比（%）	0	6	152	324	208	102
	人数（人/月）	0	0	1	3	2	1

※（出典）（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、
（計画値）介護保険事業計画での報告値（以下の項目も同様）

② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、少人数の共同生活の中で、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話や介助を受けられるサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症 対応型 共同生活 介護	計画値（千円）	78,621	78,657	78,657	69,935	69,973	69,973
	給付費（千円）	76,824	65,927	58,072	52,836	53,096	44,782
	対計画比（%）	98	84	74	76	76	64
	人数（人/月）	27	23	20	18	17	15
介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	計画値（千円）	0	0	0	2,719	2,720	2,720
	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	対計画比（%）	-	-	-	-	-	-
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0

③ 地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護

利用定員18人以下の通所介護事業所は、平成28年4月から地域密着型サービスに移行しました。これにより、町内の1事業所を指定し、サービスの提供が行われています。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域 密着型 通所介護	計画値(千円)	8,222	8,226	8,226	3,799	3,801	3,801
	給付費(千円)	5,214	5,095	4,779	3,081	2,958	1,751
	対計画比(%)	63	62	58	81	78	46
	回数(回/月)	57.3	55.6	51.3	32.6	31.2	19.8
	人数(人/月)	3	4	3	2	2	1

④ 夜間対応型訪問介護

夜間における定期巡回等により利用者の居宅において日常生活上の支援を行うサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
夜間 対応型 訪問介護	計画値(千円)	2,234	2,235	2,235	2,242	2,243	2,243
	給付費(千円)	2,177	2,127	2,059	1,928	1,569	1,375
	対計画比(%)	97	95	92	86	70	61
	人数(人/月)	7	7	6	6	5	4

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話や介助を受けられるサービスです。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着 型介護老人 福祉施設 入所者 生活介護	計画値(千円)	47,648	47,669	47,669	37,244	37,264	37,264
	給付費(千円)	37,047	35,071	38,952	46,942	46,371	42,310
	対計画比(%)	78	74	82	126	124	114
	人数(人/月)	12	10	11	12	12	11

2 地域支援事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1及び2と認定された方と基本チェックリストで該当となった事業対象者に対して「介護予防・日常生活支援サービス事業」を実施しています。

新型コロナウイルスの感染拡大からの影響が続き、令和3年度は事業実施を一部休止するなどの対応がなされました。それにより、通所型サービスの利用者数、研修会の参加者数が減少した事業もありました。

さらに、この3年間の介護保険認定状況をみると「要支援者」が減少していることから、介護予防・生活支援サービス事業の利用者の大幅な減少がみられています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護状態の予防、または要介護状態の軽減や悪化を防止するとともに、地域における自立した日常生活の支援を実施するものです。

①訪問型サービス

ア) 従前相当訪問介護サービス

訪問介護事業所の訪問介護員による専門的な身体介護・生活援助のサービスが提供されます。

利用件数は、令和3年度にひとり暮らし高齢者等の利用から一時的に大幅な増加がみられましたが、令和4年度には大幅な減少に転じ、令和5年度も同様な傾向がみられています。原因のひとつとして利用者の入院や施設利用があげられます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用延人数 (平均人数/月)	154人 (12.8人)	199人 (16.6人)	121人 (10.1人)	144人 (12人)
事業費(実績)	2,418,969円	3,113,765円	1,681,498円	1,696,000円

イ) 訪問型サービスC(短期集中型サービス)

短期間集中的に支援を行うことによる生活機能の向上を目的に、保健医療の専門職が自宅での相談・指導を行うものです。

現在は訪問リハビリテーションいではに委託しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用実人数 (利用延人数)	5人 (57人)	3人 (56人)	1人 (12人)	1人 (12人)
事業費(実績)	235,467円	231,336円	49,572円	91,000円

ウ) 多様な訪問型サービス

従前相当より緩和した基準によるサービスA(訪問型サービスA)と住民主体により提供される支援サービス(訪問型サービスB)については、町の体制整備に至っていません。

②通所型サービス

ア) 従前型通所介護サービス

通所介護事業所での入浴や食事などの日常生活の支援や生活機能向上のための機能訓練を行うものです。

利用件数は、要支援認定者の減少により、令和4年度に大幅な減少がみられ、令和5年度も同様の傾向です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用延人数 (平均人数/月)	412人 (34.3人)	385人 (32.1人)	221人 (18.4人)	216人 (18人)
事業費(実績)	9,238,533円	8,981,387円	5,362,091円	4,606,000円

イ) 通所型サービスC(短期集中型サービス)

短期間集中的に支援を行うことによる生活機能の向上を目的に、通所リハビリテーション事業所において保健医療の専門職が指導・機能訓練を行うものです。

現在は老人保健施設ほのかに委託しており、1グループ6人と小グループでの受け入れで3ヶ月間を1クールとし、利用者の状況に合わせて最大6ヶ月間利用が可能なサービスとして実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため1クールが中止となりました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
開催回数(クール)	1クール	2クール	3クール	3クール
利用実人数 (利用延人数)	5人 (41人)	12人 (120人)	12人 (193人)	10人 (230人)
事業費(実績)	170,190円	507,600円	816,390円	770,000円

ウ) 多様な通所型サービス

従前相当より緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)は町の実情では体制整備に至っていません。

一方、ボランティア等の住民主体による支援(通所型サービスB)については、一般介護予防事業でのトライアルを経て、令和5年度に任意ボランティア団体(ここにコメント)が運営する住民主体の通いの場「よれちゃ家」が誕生しました。三川町社会福祉センターを会場とし、利用者は町内全域から参加しています。

参加者の半数以上が「総合事業対象者」であり、地域包括支援センターが作成した介護予防計画に基づき、利用者の自立支援に資する支援が提供できるよう地域包括支援センターと連携、協力を図りながら委託形態で実施しています。

	令和5年度見込
開催回数	40回
利用実人数(利用延人数)	46人(950人)
事業費(委託料)	1,190,000円

③その他生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者の見守り、住民ボランティアによる定期的な安否確認・訪問等を行うものです。

令和2年5月から、介護老人福祉施設なの花荘に委託し、要支援認定者及び事業対象者である利用者の見守りを兼ねた配食サービスを開始していますが、利用者の入院や施設利用等の理由により、令和4年度以降は利用実数が少ない状況です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用実数 (利用日数)	8人 (1,293日)	7人 (1,664日)	4人 (1,031日)	6人 (1,250日)
事業費(実績)	142,230円	183,040円	113,410円	139,000円

④介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

要支援認定者及び総合事業対象者に対し、自立した生活が送れるようにアセスメントに基づいてケアプランを作成し、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等の介護予防・生活支援サービス事業の利用が適切に実施できるようにするものです。

短期集中型サービス(サービスC)とボランティアなどによる通いの場(サービスB)を除く要支援認定者分と総合事業対象者分の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、一定の要件を満たす居宅介護支援事業所(9事業所)に委託をしています。

委託件数は要支援認定者の減少により、令和4年度に大幅な減少がみられ、令和5年度も同様の傾向です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
介護予防ケア マネジメント 利用延人数 (平均人数/月)	370人 (30.8人)	351人 (29.3人)	240人 (20人)	250人 (20.8人)
事業費	1,620,770円	1,510,460円	1,011,610円	1,319,000円

(2) 一般介護予防事業

第1号被保険者全ての高齢者及びその支援のための活動に関わるすべての方を対象に、地域の実情に応じて以下の①～④の事業を実施しています。

①介護予防把握事業

総合相談支援事業や訪問活動、民生委員や社会福祉協議会をはじめ関係各課からの情報等を活用し、閉じこもり傾向にある支援の必要な方を把握し、介護予防事業や地域の通いの場などへの参加を促し、閉じこもり予防につなげています。

②介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するために、パンフレット等の作成や配布、介護予防研修会や教室の開催等を行い、介護予防活動の実践につながるよう支援し

ています。

ア) 介護予防研修会と広報活動

介護予防研修会として年1回開催し、運動をはじめ口腔機能低下、低栄養、認知症予防、社会参加の促進など様々なテーマでフレイルの予防のための啓発をおこなっています。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響からか、令和3年度以降の参加者数は60人前後で推移しています。

令和元年度から導入した「みかわ自立体力検定」は、地域創生の連携包括協定により健康増進に関する取り組みを実施している「明治安田生命」と、健康づくり住民自主グループ「アフターからだ塾」からの協力を得て実施することで、さらに充実した内容となっており、参加者のリピーターも多く、介護予防への意識高揚につながっています。そのため令和4年度からは回数を増加する事業の拡充を図りました。

どの事業についても女性の参加が圧倒的に多く、男性高齢者へのアプローチが課題となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
①介護予防研修会(参加人数)	1回 (136人)	1回 (67人)	1回 (56人)	1回 (63人)
②みかわ自立体力検定(参加人数)	1回 (49人)	1回 (56人)	2回 (110人)	2回 (89人)
事業費(実績)	77,080円	81,700円	127,470円	125,600円

イ) 介護予防教室 (社会福祉協議会に委託している事業)

a) 楽しく貯筋塾

短期集中型サービスC(通所型・訪問型)を終了した事業対象者に、介護予防運動指導員の指導により運動習慣の定着を図ることを目的に実施し、12回を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
実施回数 (参加人数)	7回 (68人)	10回 (123人)	10回 (163人)	12回 (180人)
事業費	94,000円	111,474円	144,000円	144,000円

b) ふれあい広場

地域のボランティア団体の協力のもと、趣味活動や介護予防運動、知能リハビリ等の実施により、生きがいつくりや健康づくり、社会参加を支援する事業で、毎月1回実施しています。

令和2年度の後半からは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一日コースから半日コースに切り替えるなどの対応を図り実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
実施回数 (参加人数)	3回 (61人)	9回 (201人)	12回 (240人)	9回 (200人)
事業費(委託料)	121,000円	182,808円	300,000円	300,000円

c) 元気教室・よれちゃ家

元気教室は80歳以上の高齢者を対象に、介護予防を目的とした転倒予防のための運動(体操・ストレッチ等)や認知症予防のための知能リハビリ、屋外研修等を月2回の頻度(年間16回)で実施していました。しかし、第8期計画の事業見直しで、新たな住民主体の通所型サービス(よれちゃ家)へ移行することとなり、令和3年度をもって終了としました。

それに伴い、令和4年度は委託先が三川町社会福祉協議会からボランティア団体「にこにこメイト」になり、通所型サービスBの準備事業として一般介護予防事業としての「よれちゃ家」を実施しました。

65才以上の高齢者を対象とし、よれちゃ家の協力者を募集し希望のあったサポーターと、令和5年度に通所型サービスBへの足掛かりの事業となりました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(参加人数)	8回(168人)	13回(270人)	18回(479人)
委託先	三川町社会福祉協議会		にこにこメイト
事業費(委託料)	378,500円	397,022円	440,000円

d) 筋力トレーニング教室

三川町社会福祉協議会への委託により、介護予防のため健康づくりと筋力アップを目的に、健康運動指導士や介護予防運動指導者を講師として実施しています。利用者の増加から、令和2年度に4コースまで増設し体力年代に合わせて月2回ずつ実施しています。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応以降、特に若い高齢者コースの定員割れも見られており、参加拡大への働きかけが課題となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
実施回数 (参加人数)	はつらつ	14回(287人)	16回(245人)	24回(310人)	24回(290人)
	しなやか	14回(198人)	17回(347人)	24回(332人)	24回(360人)
	ときめき	15回(224人)	18回(251人)	24回(421人)	24回(400人)
	ゆったり	14回(353人)	17回(365人)	24回(526人)	24回(470人)
合計回数 (合計人数)	4コース	57回 (1,062人)	68回 (1,208人)	96回 (1,589人)	96回 (1,520人)
事業費(委託料)		207,000円	297,076円	480,000円	480,000円

③地域介護予防活動支援事業

地域において介護予防活動の積極的な展開を目指して、介護予防に資する週1回以上の住民主体の通いの場の活動等介護予防組織の育成・支援を行っています。

地域での高齢者同士の交流も増え、健康観も高まるなど、介護予防のみならず閉じこもり予防や地域のつながりにも効果が高い事業となっています。

第8期計画では、いきいき100歳体操の実施の目標を20か所としており、令和4年度は新規に開始したグループもありました。しかし、一方では新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を一時休止したことがきっかけとなり、活動をやめたグループも数か所ありました。

また、それぞれのグループからの声として、継続はしているものの参加者の固定化や減少、新規参加者が増えないなどの実態もあげられており、支援への工夫も課題となっています。

ア) いきいき100歳体操 (グループへの支援活動)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
参加人数	545人	575人	875人	880人
支援回数	71回	70回	77回	77回
実施箇所数	17か所	17か所	17か所	17か所

イ) 保健師等地域包括支援センター職員の出前講座

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
支援回数	2回	8回	6回	5回
延べ人数	24人	148人	123人	110人

④地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みの機能強化を目的に、通所・訪問型サービス、地域ケア会議、住民主体の通いの場等においてリハビリテーション専門職の関与を進めるものです。訪問リハビリテーションいではへの委託により、いきいき100歳体操継続グループに年1回、リハビリテーション専門職による講話を実施しています。

ア) いきいき100歳体操フォローアップ講座

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
支援回数	14回	15回	15回	18回
参加延人数	162人	153人	173人	194人
事業費(実績)	70,000円	75,000円	75,000円	100,000円

2. 包括的支援事業

(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

①総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域における関係機関とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援を広く把握して相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度の利用につなげる他、必要に応じ継続した支援を行っています。

令和5年度からは、地域包括支援センターの相談支援業務の機能強化を図ることから社会福祉士を配置し、多様な相談に多角的に対応できる体制をとっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
来所件数	217件	210件	230件	250件
電話件数	304件	259件	401件	400件
訪問件数	283件	253件	163件	200件
合計(延件数)	804件	722件	794件	850件

②権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは解決が困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し安心して暮らせるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を目的としています。

高齢者虐待や困難事例への迅速な対応に努めるとともに、高齢者虐待防止に関するネットワークの強化や町民の意識啓発を図る研修会の開催など、地域における気づきや助け合いの意識醸成に努めてきました。

また、成年後見制度の活用促進や消費者被害防止など、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行うとともに、町広報等での周知に努めています。

令和5年度は、庄内消費生活センターと連携し、いきいき100歳体操グループを対象に悪徳商法防止についての講話の機会を設ける働きかけを実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
虐待対応実件数	8件	7件	6件	5件
権利擁護研修会等 開催数(参加人数)	1回 (110人)	—	1回 (29人)	—
事業費(実績)	12,000円	21,000円	54,000円	24,000円

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員や主治医、地域の関係機関等及び介護施設施設等との地域における多職種相互の連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的継続的に支援できる協働の体制づくりや個々の介護支援専門員への支援等を行うものです。

自立支援型地域ケア会議は、要支援者から要介護1認定者までの事例について検討し、介護予防に資する各分野の専門職より、自立支援に向けた助言をいただいています。

開催回数の増加が望まれますが現状の回数にとどまっています。

また、介護支援専門員連絡会で研修会を開催し、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、情報交換の場として介護支援専門員相互のネットワークの構築に努めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
自立支援型地域ケア会議	3回(6件)	3回(6件)	3回(6件)	3回(6件)
事業費(助言者謝礼)	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
介護支援専門員連絡会	2回	3回	3回	3回
事業費(講師謝礼)	5,000円	10,000円	15,000円	15,000円

(2) 包括的支援事業 (社会保険充実分)

①在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、在宅医療と介護の切れ目のないサービスを提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進しており、鶴岡地区医師会及び鶴岡市立荘内病院に委託して8つの項目事業を実施しています。

令和2年10月に町内に訪問診療を専門とした医療機関と訪問看護ステーションが開所したことをきっかけに、町では「みかわの在宅医療と介護を知る研修会」を隔年で開催し、町民への理解を深めるための研修会を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
事業費(委託料)	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円
にこにこ学びカフェ、 お薬出張相談会等(人数)	3回 (74人)	—	—	—
みかわの在宅医療介護 を知る研修会(人数)		1回 (114人)	—	1回 (50人)
事業費(講師謝礼)	45,000円	35,000円	—	19,900円

②生活支援体制整備事業

医療や介護のサービス提供のみならず、民間企業・協同組合・ボランティア・社会福祉協議会・地縁組織・民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくものです。

生活支援体制整備協議体(支え合いの町・みかわ会議)では、移送や通いの場など高齢者を取り巻く地域課題について情報を持ち寄り、町の方向性について話し合う場となっています。

令和2年度からは地域支え合いのモデル町内会として上町町内会が仕組みを作り、ゴミ出しやひとり暮らし高齢者の見守りを兼ねた買い物代行などの生活支援活動を展開しており、地域包括支援センターがその支援を継続しています。

また、新たに猪子町内会に働きかけとして、全戸アンケートを実施し、その結果をもとに健康まつりでのワークショップを実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
①生活支援体制整備協議体 会議開催	2回	2回	2回	2回
②研修会、担い手養成講座等	6回 (95人)	-	5回 (49人)	3回 (46人)
③支え合いのしくみづくり(ワー クショップ、住民支援会議等)	1回	2回	1回	3回
事業費 ①+②+③	91,000円	18,000円	47,024円	62,708円

③認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族に関わる「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的とするものです。

ア) 認知症初期集中支援推進事業

平成28年度から町内の専門医療機関である医療法人社団愛陽会三川病院に委託しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用人数	1人	1人	1人	1人
事業費	444,100円	429,800円	477,900円	471,800円

イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

a) 認知症地域支援推進員の設置

町では平成28年度に認知症に関する専門知識を有する認知症地域支援推進員の設置を愛陽会三川病院の精神保健福祉士の資格を有する医療相談員に委託しており、関係機関との連携調整とともに、認知症高齢者の方やその家族の相談できる体制を整備しています。

令和5年度からは認知症の理解を深めるための啓発活動の強化を目的に、認知症地域支援推進員を2名増員し、認知症パスを活用して認知症本人と家族のための相談会「ほっとオレンジ相談デー」を開始しました。また、健康まつり等を活用し希望のあった町内会に、認知症地域支援推進員と連携した認知症の講話を実施しています。

b) 認知症カフェの開催(にこにこカフェ)

認知症の方やその家族、地域住民、居宅介護支援事業所ケアマネ等の参加により交流や情報交換、相談の場として実施しています。

令和3年度は一部新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止するなどの対応を図りましたが、現在は年4回の通常開催となりました。

また、身近で気軽に集まれる町内会におけるコミュニティカフェの開催に向け、地域への働きかけを行っていますが、立ち上げにあたり町内会の担い手の養成や認知症サポーターの活用が課題となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
認知症カフェ (参加人数)	2回 (87人)	4回 (191人)	3回 (150人)	4回 (200人)
コミュニティー カフェ(人数)	3回 (36人)	3回 (62人)	4回 (65人)	1か所 2回 (45人)
事業費(委託料)	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円

ウ) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

a) 認知症にやさしいまちづくり研修会

町では地域で認知症に対する理解を深め、認知症と家族を支えるまちづくりにつなげるための研修会を令和3年度より開始し隔年ごとに開催しています。

令和5年度は「どこシル伝言板」の導入に際し、町民のみならず町内の介護施設等職員や金融機関等の団体への周知の機会として開催しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症にやさしい まちづくり研修会 (参加人数)		1回 (54人)		1回 (46人)

④地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門職、民生委員その他の関係者、関係機関等により構成される会議です。

個別ケースを現場レベルで検討する「地域ケア個別会議」のほか、個別ケースの検討過程で抽出された地域特有の課題を管理者などの責任者レベルで検討し、介護・福祉・医療の施策に反映させる「地域ケア推進会議」があります。

地域ケア個別会議は、必要に応じて開催し、地域ケア推進会議については「地域包括支援センター運営協議会」を活用し地域課題の検討を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
地域ケア個別会議(自立 支援型地域ケア会議含む)	4回	4回	4回	4回
地域ケア推進会議	1回	1回	1回	1回

3. 任意事業

(1) 介護給付費等適正化事業

①要介護認定の適正化

委託等によって行った認定調査結果について職員による事後点検を行っています。

また、厚生労働省から提供される要介護適正化事業分析データ等を活用し、本町にお

ける要介護認定状況を把握し、課題分析と認定の適正化につなげています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
事後点検の実施	全件	全件	全件	全件
業務分析・課題把握	年1回	年1回	年1回	年1回

② 住宅改修、福祉用具購入、貸与の点検

要介護等更新調査時の訪問機会などを利用し、町が委託している認定調査員が償還払いの対象品（保険適用の認定を受けて購入した福祉用具の現物や、住宅改修）の状況確認・点検を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
実施実人員	全件 (15件)	全件 (32件)	全件 (17件)	全件 (17件)

③ 介護給付費通知

要介護認定等の更新手続きの通知に介護給付費通知書を同封し、介護サービスの利用状況の確認や介護保険制度の周知を図り、適正なサービス利用の啓発に努めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
通知実件数	326件	407件	397件	350件

④ ケアプラン点検

運営指導などの機会を利用し、自立支援に資する適切なケアプランが作成・実行されているか検証・確認を行いながら、健全な給付の実施につなげています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
点検対象事業所数	1事業所	2事業所	2事業所	1事業所
ケアプラン点検件数	8件	6件	6件	5件

(2) 家族介護支援事業

① 家族介護継続支援事業

ア) 家族介護用品支給事業

在宅で介護している家族の経済的負担等の軽減を図るため、紙おむつ支給を行っています。令和3年度に国の要綱に合わせた要綱改正を行い、支給要件の見直しを図っており、年々対象者数と事業費は減少傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
紙おむつ支給 (実人数)	74人	69人	55人	60人
事業費	2,995,659円	1,802,481円	1,710,350円	2,256,000円

※事業費は個人負担分を除いた額

イ) 家族介護者交流会の開催

要介護と認定された高齢者を介護している家族を対象に、健康相談や介護者相互の交流の機会を設け、心身の元気回復を図る事業です。

平成29年度からはカフェスタイルに変更し、平成30年度からは「介護家族者ほっとカフェ」としてにこにこメイトに委託しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止するなどの対応を図っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
実施回数(参加人数)	1回(15人)	1回(16人)	2回(39人)	2回(20人)
事業費(委託料実績)	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

ウ) 家族介護教室

要介護と認定された高齢者を介護している家族を対象に、介護技術の習得や介護に関する情報提供を行うものですが、町では実施していません。

②認知症高齢者見守り事業

ア) 認知症高齢者無事お帰り事業

認知症等により徘徊するおそれのある高齢者について、申請に基づいて聞き取り調査や写真撮影等により情報把握と登録を行い、鶴岡警察署との連携により、行方不明時に早期に発見することができる体制を整えています。

令和5年8月から、徘徊高齢者見守りシール交付事業を開始し、必要な方が円滑に登録できる体制をとっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
登録者数	7人	9人	6人	10人
新規登録者(年度内)	1人	3人	2人	4人
どこシル登録者				1人
事業費(シール等)	-	3,000円	-	112,076円

イ) 認知症高齢者見守り支援事業

在宅で認知症高齢者を介護している世帯に見守り支援員を派遣し、話し相手や見守り活動を行うことで、在宅介護の負担軽減を図るものです。

令和2年度に事業の見直しを図り、支援員を認知症キャラバンメイトに依頼し、柔軟に対応することで利用につなげています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用延数(実数)	2人(2)	3人(3)	2人(1)	2人(2)
事業費(シール等)	2,000円	3,000円	2,000円	2,000円

ウ) 認知症高齢者等位置情報システム事業

在宅の認知症高齢者を介護している方を対象に、位置情報システム機器の初回整備費（購入費、手数料等）を補助しています。現在までの利用実績は、平成30年度の1件以降申請はありません。

(3) その他の事業

その他の介護保険事業の運営の安定化と地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業です。

①認知症サポーター養成事業

認知症キャラバンメイトを講師として、認知症に対する正しい理解の普及啓発を図ることにより、認知症の方やその家族を温かく応援する認知症サポーターを養成し、地域の見守り体制の充実を目指しています。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で、希望する町内会や団体が減少しています。

しかし、令和5年度は小学校にも働きかけ「キッズサポーター」の養成にも力を入れました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
実施回数(受講延人数)	3回(99人)	5回(129人)	1回(31人)	3回(75人)
事業費(委託料実績)	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円

②成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得者の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うものです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
実人数	2人	0人	1人	1件
事業費(委託料実績)	4,239円	-	130,068円	102,000円

③福祉用具・住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成）

居宅介護支援サービスを利用していない要介護者が住宅改修を行う場合、その改修が必要な理由書を介護支援専門員等が作成した場合に、作成に要した費用を交付しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
作成費用助成件数	1件	0件	0件	2件
事業費(実績)	4,400円	-	-	8,800円

④地域自立生活支援事業（地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業）

高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業です。

ふれあい弁当の配食は社会福祉協議会への委託事業として行っており、ボランティアが主体となって、月2回の頻度で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に手づくり弁当の配達と同時に、安否確認を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用実人数	26人	26人	30人	29人
配食延件数	445食	427食	472食	460食
事業費	291,666円	257,729円	370,000円	470,000円

3 介護保険料段階別人数の推移

第8期計画においては、これまでに引き続き、9段階の保険料設定を行ってきました。高齢者の所得構造は徐々に変化してきており、第2、3段階（軽減対象者）は増加、第8、9段階（基準額以上を支払う者）の人数が減少に転じています。

【介護保険料段階別被保険者数の推移】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	2,388人	2,386人	2,368人
軽減対象者（第1～4段階）	856人	836人	813人
第1段階 〈基準額に対する割合：0.30〉 年額：21,960円（月額：1,830円） 住民税が世帯員全員非課税で生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者である者、又は住民税が世帯員全員非課税で、前年の課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の者	178人 7.5%	176人 7.4%	176人 7.4%
第2段階 〈基準額に対する割合：0.50〉 年額：36,600円（月額：3,050円） 住民税が世帯員全員非課税で、前年の課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以上120万円以下の者	160人 6.7%	168人 7.0%	177人 7.5%
第3段階 〈基準額に対する割合：0.70〉 年額：51,240円（月額：4,270円） 住民税が世帯員全員非課税で、前年の課税年金収入額と所得金額の合計が120万円を超える者	166人 7.0%	177人 7.4%	185人 7.8%
第4段階 〈基準額に対する割合：0.90〉 年額：65,880円（月額：5,490円） 世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の者	352人 14.7%	315人 13.2%	275人 11.6%
基準額を支払う者（第5段階）	622人	614人	630人
第5段階 〈基準額に対する割合：1.00〉 年額：73,200円（月額：6,100円） 世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と所得金額の合計が80万円を超える者	622人 26.0%	614人 25.7%	630人 26.6%
基準額以上を支払う者（第6～9段階）	910人	936人	925人
第6段階 〈基準額に対する割合：1.20〉 年額：87,840円（月額：7,320円） 本人に住民税が課税されていて、前年の所得が120万円未満の者	445人 18.6%	457人 19.2%	452人 19.1%
第7段階 〈基準額に対する割合：1.30〉 年額：95,160円（月額：7,930円） 本人に住民税が課税されていて、前年の所得が120万円以上210万円未満の者	212人 8.9%	245人 10.3%	263人 11.1%
第8段階 〈基準額に対する割合：1.50〉 年額：109,800円（月額：9,150円） 本人に住民税が課税されていて、前年の所得が210万円以上320万円未満の者	126人 5.3%	116人 4.9%	106人 4.5%
第9段階 〈基準額に対する割合：1.70〉 年額：124,440円（月額：10,370円） 本人に住民税が課税されていて、前年の所得が320万円以上の者	127人 5.3%	118人 4.9%	104人 4.4%

（各年度4月1日現在の人数）

4 保健福祉事業

1. 保健事業

本町の死因等の状況をみると、がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病による死亡が、令和2年では総死亡数123人のうち63人で51.2%を占めています。疾病別では、がんによる死亡が長年第1位となっており、令和2年は26人で全死亡者数の21.1%でした。このような状況から、本町においては健康寿命の延伸をめざして壮年期からの生活習慣改善に積極的に取り組んでいます。

平成20年度以降は、医療制度改革関連法の施行に伴いメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施し、循環器疾患予防と重症化防止に力を入れています。

しかし、本町の生活習慣病による受療率や医療費割合が依然高いことから、今後も「がん」「循環器疾患」「糖尿病」を重点課題に掲げ、健診受診への啓発と悪化防止へのきめ細かな保健事業が重要となっています。

【三大生活習慣病（がん・脳血管疾患・心疾患）の死亡数の推移】

（単位：人）

	三大生活習慣病				全死亡	全死亡に対する 生活習慣病の割合
	が ん	心疾患	脳血管疾患	計		
平成30年	36	13	15	64	124	51.6%
令和元年	27	12	12	51	112	45.5%
令和2年	26	25	12	63	123	51.2%

（資料：人口動態統計）

（1）健康教育

生活習慣病予防や介護予防等について、健康教育を通じて健康管理意識の高揚と健康的な生活習慣の実践につながるよう支援しています。

特に、本町の健康課題である糖尿病については、重点保健事業として位置づけられています。平成30年には、「三川町糖尿病および慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」を策定し、未受診者対策や治療中断・不定期受診者対策にも取り組んでいます。また、長らく取り組んできた糖尿病治療者を対象とした糖尿病教室（糖コンチャレンジセミナー）も継続しています。

人間ドック結果相談会では、健診結果をより効果的に生活習慣改善につなげるために、糖尿病、高脂血症、腎臓病等のテーマを設定し専門医療職による健康教育を実施しています。

さらに、アフターからだ塾や、健幸倶楽部、ヘルシーくらぶなど、自主グループの活動も継続しており、生活習慣病予防や介護予防の視点を踏まえた活動支援を行っています。

町内会が主催する健康まつりには、医療職や運動指導者等の講師を派遣し、健康意識の高揚や健康づくりの実践につながるよう支援しています。

平成27年度に開始した「みかわマイレージチャレンジ事業」では、体成分分析装置

(高精度体組成計)を活用しながら、各種保健事業や健康づくり活動、介護予防事業などでポイントを付与することにより、町民自らが楽しみながら健康づくり活動に参加でき、介護予防、閉じこもり予防、仲間づくり等につながっています。

令和5年度の実績見込みについては、新型コロナウイルス感染症の収束により再開した事業も多く、実績の増加が見込まれます。

【健康教育の実施状況】

(単位：人、回)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数
疾病 予防	ドック相談会時	16	227	16	206	11	168	13	200	13	175	12	181
	糖尿病予防	4	54	4	54	4	50	4	40	4	62	4	50
	禁煙、受動喫煙防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	メタボ改善事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康 づくり	シルバー健康づくり	4	64	2	46	3	35	1	6	1	19	2	20
	町内会健康まつり	22	622	21	676	2	56	3	72	3	79	22	600
	健幸倶楽部	24	296	24	249	6	61	19	178	23	226	24	240
	ヘルシーくらぶ	4	59	4	42	3	36	1	7	2	15	4	45
	アフターからだ塾	18	460	16	492	6	215	13	435	0	0	18	450
	食生活改善コース	8	60	8	80	7	26	7	37	0	0	8	50
その他組織団体研修		6	243	7	257	5	203	4	148	4	152	4	166
体組成計による健康教育		15	-	8	-	9	116	0	0	10	140	10	140
計		121	2,085	110	2,102	56	966	65	1,123	60	868	108	1,942

(資料：事業報告)

(2) 健康相談

健診結果相談会では、高血圧や糖尿病などの治療者が多く、要指導者・要医療者を対象に、疾病の重症化予防のため、栄養士による栄養相談を実施するなど、個人の生活習慣に合わせた健康相談に努めており、また、人間ドック結果相談会では、自身の日常生活面での課題を認識し、生活習慣の改善につながるよう働きかけています。

高齢者については、健診や健康づくり教室などの機会に、健康状況の把握や適切な医療機関受診の勧奨等心がけるとともに、運動器の機能低下、認知症などについては、地域包括支援センターにつなぐなど連携を図っています。

【健康相談の実施状況】

(単位：人、回)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		回	延人数	回	延人数	回	延人数	回	延人数	回	延人数	回	延人数
疾病 予防	人間ドック	16	250	16	230	11	168	13	200	13	175	12	181
	セット・特定健診	17	87	15	89	16	116	14	72	14	78	14	89
	胃・大腸がん	7	16	5	5	1	1	0	0	4	9	4	9
体組成測定個人相談		60	894	27	387	9	116	0	0	2	140	15	200
高齢 者	老ク・サロン	4	64	2	46	3	35	1	6	1	19	-	-
	一人暮らし	2	25	2	23	1	11	0	0	2	14	0	0
町内会健康まつり		22	360	19	312	2	56	3	72	3	79	16	300
重 点	糖 尿 病	16	49	15	74	4	50	4	40	4	62	4	60
来所・電話相談		-	297	-	291	-	180	-	184	-	186	-	183
合 計		144	2,042	101	1,457	47	733	35	574	43	762	65	1,022

(資料：保健事業報告)

(3) 健康診査

疾病の早期発見、早期治療はもとより、生活習慣の見直しと改善につなげるために、各種がん検診をはじめ健康診査を実施しています。健康診査では40～74歳の国保被保険者に対する「特定健診」と、75歳以上を対象とした「後期高齢者健康診査」、40歳未満対象のヘルスアップ健診を実施しています。

健診受診者の利便性を考慮して、特定健診・呼吸器検診・胃・大腸がん検診を同日に受診できるセット健診を実施し、回数を増やしています。

その他、「骨粗しょう症検診」、「歯周疾患検診」、「肝炎ウイルス検診」を該当年齢の方に実施しています。

①特定健診・特定保健指導

特定健診・特定保健指導は、平成20年度施行の医療制度改革関連法に基づき、40～74歳の国保被保険者に対して、生活習慣病予防対策として実施しています。被保険者数の減少に伴い、年々受診者が減少傾向にあり、令和2年度には700人台となっています。

法定報告によると、三川町国保の特定健診受診率は令和3年度では65.2%で県内第1位でした。また、特定保健指導終了率は73.4%で、国目標値の60.0%を上回っています。

受診状況から年齢構成別の受診割合を見た場合、65～74歳では令和元年度には70.3%でしたが、令和4年度では74.1%と大幅に増加しています。受診場所としては、町内の各公民館で実施している集団型と健診機関や医療機関で受診する施設型(人間ドック)を実施していますが、約70%の方が多様な検査項目にも対応できる施設型(人間ドック)を受診している状況です。

特定健診の結果については、メタボリックシンドロームに該当、または予備群と判定

された方等を対象に、結果相談会において食生活や運動等の保健指導を実施し、糖尿病、心臓病、高脂血症、動脈硬化症等の生活習慣病予防につなげています。

令和4年度の特定保健指導の利用率を見ると、40～64歳は60.6%、65歳～74歳では76.9%で高齢者の利用率が高い傾向にあります。

【特定健診受診状況】

(単位：人)

		受診区分			
		全受診者数	集団健診 (各公民館)	健診機関 (健康管理センター 人間ドック)	医療機関 人間ドック
平成 30 年度	40～64歳	273(33.5%)	89	143	41
	65～74歳	543(66.5%)	127	300	116
	計	816(100%)	216(26.5%)	443(54.3%)	157(19.2%)
令和 元 年度	40～64歳	242(29.7%)	79	123	40
	65～74歳	573(70.3%)	137	310	126
	計	815(100%)	216(26.5%)	433(53.1%)	166(20.4%)
令和 2 年度	40～64歳	217(28.6%)	67	114	36
	65～74歳	542(71.4%)	131	299	112
	計	759(100.0%)	198(26.1)	413(54.4%)	148(19.5%)
令和 3 年度	40～64歳	214(27.1%)	71	110	33
	65～74歳	576(72.9%)	147	319	110
	計	790(100%)	218(27.6%)	429(54.3%)	143(18.1%)
令和 4 年度	40～64歳	200(25.9%)	70	104	26
	65～74歳	571(74.1%)	154	306	111
	計	771(100%)	224(29.0%)	410(53.2%)	137(17.8%)
(見 込 み) 令和 5 年度	40～64歳	210(27.2%)	78	112	20
	65～74歳	563(72.8%)	141	303	119
	計	773(100%)	219(28.3%)	415(53.7%)	139(18.0%)

(注) 年度途中での国保資格喪失や国保加入の受診者も含むため、法定報告とは異なる。

(資料：保健事業報告)

【特定保健指導該当者及び特定保健指導利用者数】

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
特 定 健 診 者 受 診 者	40～64歳	273	242	210	199	193	200	
	65～74歳	543	573	515	541	508	521	
	合 計	816	815	725	740	701	721	
特定保健指導 該当者	積 極 的 支 援 利 用 者	40～64歳	33 (12.1%)	26 (10.7%)	30 (14.3%)	28 (14.0%)	26 (13.4%)	28 (14%)
		動 機 づ け 支 援 該 当 者	40～64歳	20 (7.3%)	17 (7.0%)	13 (6.2%)	8 (4.0%)	7 (3.6%)
		65～74歳	41 (7.6%)	48 (8.4%)	45 (8.7%)	43 (7.9%)	52 (10.2%)	46 (8.8%)
		小 計	61	65	58	51	59	55
		合 計	94 (11.5%)	91 (11.2%)	88 (12.1%)	79 (10.7%)	85 (12.1%)	83 (11.5%)
特定保健指導 利用者	積 極 的 支 援 利 用 者	40～64歳	18 (54.5%)	15 (57.7%)	17 (56.7%)	20 (71.4%)	15 (57.7%)	17 (60.7%)
		動 機 づ け 支 援 利 用 者	40～64歳	13 (65.0%)	12 (70.6%)	9 (69.2%)	6 (75.0%)	5 (71.4%)
		65～74歳	33 (80.5%)	33 (68.8%)	30 (66.7%)	37 (86.0%)	40 (76.9%)	35 (76.1%)
		小 計	46 (75.4%)	45 (69.2%)	39 (67.2%)	43 (84.3%)	45 (76.3%)	41 (74.5%)
	利 用 率	40～64歳	31 (58.5%)	27 (62.8%)	26 (60.5%)	26 (72.2%)	20 (60.6%)	23 (62.2%)
		65～74歳	33 (80.5%)	33 (68.8%)	30 (66.7%)	37 (86.0%)	40 (76.9%)	35 (76.1%)
		合 計(全体)	64	60	56	63	60	58
	利 用 率(全体)	(68.1%)	(65.9%)	(63.6%)	(79.7%)	(70.6%)	(69.9%)	

(注) 終了率ではなく利用率であり、法定報告とは異なる。(資料：保健事業報告)

②後期高齢者健康診査

75歳以上の後期高齢者の健康診査は、保険者である後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施しており、高齢者のニーズにより平成30年度から人間ドックを導入し、町内での集団健診と人間ドックの受診を選択できるようにしています。

高齢者の場合、健診未受診者が重篤な生活習慣病を発症し要介護状態につながるリスクもあるため、健診による早期発見を呼びかけています。また、治療者には重症化防止として健診結果を医療機関で活用してもらうよう働きかけを行っており、県内でも高い状況を維持しています。

【後期高齢者健康診査受診状況】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
対象者	1,334	1,313	1,204	1,232	1,274	1,300
受診者	374	391	360	385	411	430
受診率	28.0%	29.8%	29.9%	31.3%	32.3%	33.1%

(資料：保健事業報告)

※令和2年度以降の対象者数は該当年度末の被保険者数。

③がん検診

各種がん検診は、医療保険の種別に関わらず、設定した年齢に該当する町民の方を対象としています。

ア) 胃がん検診

胃がん検診は、30歳以上を対象としており、医療機関の人間ドックでは内視鏡検査を行うことができます。また、希望により「ヘリコバクターピロリ菌抗体・血清ペプシノゲン検査」が受けられ、胃がん発症の危険度がわかるようになっています。

平成29年度から、大腸がん検診、呼吸器検診と合わせて「休日がん検診」を実施し、働き盛り年代の受診機会の拡大を図っています。

一方、健診結果で要精密検査となった方の受診率は、未受診者への定期的な電話等による受診勧奨により精密検査につながるものの、100%には至っていません。

毎年、各がん検診からがんが発見されており、検診受診の徹底と精密検査未受診者対策が重要です。今後も受診率向上に一層努めていく必要があります。

【胃がん検診の受診状況】

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
受診者数 (胃内視鏡含む)		1,002	992	983	973	949	968
受診率		42.3%	42.5%	41.1%	41.2%	43.1%	42.0%
要精検者数		69	51	54	67	59	63
精 検	受診者数	61	48	41	45	36	41
	受診率	88.4%	94.1%	75.9%	67.2%	61.0%	65.1%
結 果	異常なし	10	12	2	2	4	4
	胃がん	1	0	0	1	0	1
	その他(延)	50	36	39	42	32	36

(資料：がん検診成績表)

イ) 大腸がん検診

大腸がん検診は、30歳以上を対象に実施しています。受診率は横ばいで推移しており、大腸がんも毎年発見されています。

精密検査受診率は50%台に留まっていますが、大腸ポリープなどのがん以外の疾病も多く発見されておりそれが治療につながっていることから、精密検査の受診率を高めるよう、引き続き受診勧奨に努める必要があります。

【大腸がん検診の受診状況】

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
受診者数		1,413	1,401	1,325	1,388	1,353	1,355
受診率		54.9%	55.3%	50.3%	53.6%	56.3%	56.9%
要精検者数		85	106	96	79	103	91
精検受診者数		74	87	78	68	81	76
精検受診率		87.1%	82.1%	81.3%	86.1%	78.6%	83.5%
精検結果	異常なし	25	26	28	23	24	24
	大腸がん	6	8	4	6	1	4
	その他(延)	43	53	46	39	56	48

(資料：がん検診成績表)

ウ) 肺がん検診

「呼吸器検診」として、40歳以上を対象に、結核検診を兼ねて実施しています。特に65歳以上の町民については、結核に関する定期健康診断として義務づけられており、感染症法に基づき年1回実施しています。

肺がん以外の病気の発見もあり、引き続き受診勧奨に努める必要があります。

【肺がん検診の受診状況】

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
受診者数		1,464	1,469	1,373	1,437	1,402	1,404
受診率		64.9%	65.9%	59.1%	62.1%	65.4%	65.8%
要精検者数		35	45	59	43	51	47
精検結果	受診者数	29	41	47	39	41	41
	受診率	82.9%	91.1%	79.7%	90.7%	80.4%	87.2%
	異常なし	7	21	19	19	22	21
	肺がん	0	0	1	2	0	1
	その他	22	20	27	18	19	19

(資料：がん検診成績表)

エ) 子宮がん検診

子宮がん検診は20歳以上の女性を対象としており、受診率はわずかに上昇していますが、20～30歳代と高齢者層が低い状況にあります。

町では、子宮がん死亡率の減少を「まち・ひと・しごと創生総合戦略(Mターン戦略)」で施策に掲げ、特に若年者の子宮がん検診受診率の向上に力を入れています。

平成21年度から国の事業により受診者拡大を図っており、平成26年度からは「新たなステージに入ったがん検診総合支援事業」として、現在は21歳の女性(職場検診希望は除く)を対象に無料受診券を配布しています。

さらに、平成29年度から、県の「子宮がん及び乳がんにかかる休日検診実施体制整備支援事業」により県内一斉検診日を設け、乳がん検診と併せて「休日がん検診」を実施し受診機会の拡大を図っています。

また、検診でのがんの発見につながった方もいることから、検診受診と精密検査の受診啓発に努めていきます。

【子宮がん検診の受診状況】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
受診者数	674	698	601	650	622	636	
受診率	32.3%	34.5%	39.2%	37.9%	41.5%	39.7%	
要精検者数	19	11	5	7	7	6	
精 検 結 果	受診者数	16	9	5	7	6	
	受診率	84.2%	81.8%	100%	100%	85.7%	100.0%
	異常なし	10	2	2	1	4	2
	子宮がん	0	1	0	0	0	0
	その他	6	6	3	6	2	4

((資料：がん検診成績表))

オ) 乳がん検診

乳がん検診は、人間ドック及び医療機関での個別検診型で実施しており、40歳以上の偶数年齢の方を対象にマンモグラフィー検査を実施しています。

子宮がん同様、平成21年度から国の事業により受診者拡大を図っており、平成26年度からは「新たなステージに入ったがん検診総合支援事業」として、41歳の女性(職場検診希望は除く)を対象に無料受診券を配布し、検診受診の啓発を行っています。

また、平成29年度から、働き盛り年代を中心に子宮がんと併せて「休日がん検診」を実施し、受診機会の拡大により受診率の向上を図っています。

今後も、検診の受診勧奨と併せて乳がん自己検診法などの普及にも努めていく必要があります。

【乳がん検診の受診状況】

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
受診者数		323	337	253	335	275	305
受診率		24.5%	37.0%	19.4%	54.6%	53.8%	54.2%
要精検者数		21	17	18	16	15	15
精 検 結 果	受診者数	18	17	17	16	15	15
	受診率	85.7%	100.0%	94.4%	100%	100%	100%
	異常なし	10	11	10	7	10	10
	乳がん	1	1	0	0	0	0
	その他	7	5	7	9	5	5

(資料：健康診査実施成績表)

④骨粗しょう症検診

骨粗しょう症検診は、骨折等の誘因となる骨粗しょう症を早期に発見し、生活習慣の改善と適正治療につなげるために、40歳から70歳までの5歳きざみの女性を対象に人間ドックや集団検診で実施しています。

【骨粗しょう症検診の受診状況】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
受診者数(40～70歳 の5歳きざみの女性)	76	91	71	52	75	62
受診者数(19～39歳 の女性の希望者)	8	6	4	4	3	3

(資料：地域保健報告)

⑤歯周疾患検診

山形県歯科医師会に委託し、医療機関での個別検診で40、50、60、70歳の方を対象に実施しています。

医療機関での定期検診や治療等で自己管理している方もいるため、受診率は低い状況ですが、今後も生活習慣病の一つとして、さらには介護予防の視点からも、歯と口の健康管理の啓発と歯周疾患検診の普及に一層努めていきます。

【歯周疾患検診の受診状況】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
受診者数	20	11	10	10	11	10
受診率	4.3%	2.7%	2.5%	2.7%	3.0%	2.7%

(資料：保健事業報告)

⑥肝炎ウイルス検査

40歳とこれまでの未受診者を対象として、集団健診または人間ドックに併せて実施しています。検査結果で「陽性」と判定された方については、医療機関への受診勧奨と保健指導を行っています。

【肝炎ウイルス検診の受診状況】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
受診者数	22	21	30	159	75	49

(資料：保健事業報告)

(4) 訪問指導

健診の要指導者や心身の健康問題がある方などに対して、健康の保持増進と心身の機能低下の防止を図ることを目的に、訪問指導を実施しています。

特に高齢者については、虚弱高齢者や健診有症者のほか医療機関への多受診や重複受診者、健康問題のある高齢世帯や一人暮らし高齢者などを対象に訪問指導を実施しています。

近年では、訪問指導件数が減少傾向にあります。高齢者総合相談を担う地域包括支援センターとの連携により、継続的に支援が必要な方については、その情報共有を図り役割分担をしながら対応しています。

【訪問指導健康増進・健康増進外件数】

(単位：件)

訪問区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
健康診査等の要指導者	21	26	11	18	2	2	4	6	6	10	5	8
閉じこもり予防	11	17	4	6	4	5	1	1	1	1	1	1
寝たきり者	8	8	5	7	0	0	1	1	1	1	1	1
認知症高齢者	3	5	4	4	1	1	0	0	0	0	0	0
介護家族者	1	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	44	59	25	36	7	8	6	8	8	12	7	10

(資料：保健事業報告)

(5) こころの健康づくり

平成28年度までは、地域包括支援センターの協力のもと、「介護予防のための基本チェックリスト」のうつ予防に関するスクリーニング結果を活用し、その結果、うつ項目の高かった方を対象に訪問や面談により状態を確認し、必要に応じて自己評価式抑うつ尺度(SDS)等を実施してきました。

平成29年度から介護予防日常生活支援総合事業が開始となり、基本チェックリストが総合相談等を通じた介護予防把握事業となったことから把握方法を検討し、平成

30年度からは70歳到達の国保加入者を対象に高齢受給者証交付の機会を利用し、うつのハイリスク高齢者の把握に努めています。

一方、認知症やアルコール関連問題、精神疾患を持つ高齢者も増加しており、健康問題のみならず、家計や家族関係など、問題が複雑かつ多様化していることから長期にわたる支援の必要性も大きくなっています。そのため、今後も医療機関をはじめ、福祉、介護の関係機関とのネットワークの強化が求められています。

【精神保健訪問指導件数】

(単位：件)

訪問区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者精神保健	0	12	0	0	2	0
社会復帰	17	35	15	5	14	5
アルコール	0	9	0	0	0	0
心の健康づくり	0	1	0	0	0	0
その他	0	1	0	1	1	1
合計	17	58	15	6	17	6

※うつスクリーニング訪問は、心の健康づくりに計上 (資料：保健事業報告)

【精神保健相談件数】

(単位：件)

相談区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
来所	37	32	24	8	15	8
電話	40	142	53	33	75	11
合計	77	174	77	41	90	19

【うつスクリーニング】

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
1次スクリーニング	86	89	124	86	68	61
ハイリスク者	10	21	28	19	15	12
フォロー実施	10	21	28	19	15	12

※訪問以外でも電話や健診、他事業等での把握も含む。 (資料：保健事業報告)

(6) 予防接種

高齢者の疾病や肺炎の重症化予防を目的に、高齢者インフルエンザ予防接種と高齢者肺炎球菌予防接種について費用を助成する事業を実施しています。

高齢者インフルエンザ予防接種は、65歳以上を対象に助成しており、毎年約7割を超える接種率となっています。

また、高齢者肺炎球菌予防接種は、平成24年9月から任意接種として実施し、予防接種施行令の改正に伴い、平成26年度からは定期接種（B類疾病）に位置づけられました。令和5年度までは経過措置として65歳以上100歳まで5歳きざみの年齢の方を対象とし、初回接種の助成を行っています。

【高齢者インフルエンザ】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
対象者数	2,439	2,375	2,456	2,461	2,438	2,449
接種者数	1,675	1,703	1,880	1,696	1,572	1,613
接種率	68.7%	71.7%	76.5%	68.9%	64.5%	65.9%

(資料：保健事業報告)

【高齢者肺炎球菌】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
対象者数	472	272	234	229	207	243
接種者数	293	104	98	66	91	90
接種率	62.1%	38.2%	41.9%	28.8%	44.0%	37.0%

(資料：保健事業報告)

2. 生活支援・在宅介護支援事業

高齢化の急速な進行や就業構造の変化などにより、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が急激に増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安全で快適な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

また、介護者の高齢化が進み、認知症高齢者も増加していることから、介護が必要な状態になっても、在宅での生活を継続することができるよう、介護者の支援を充実させていく必要があります。

(1) 生活支援事業

①緊急通報システム事業

緊急通報システム機器を貸与し、一人暮らし高齢者等に対し、急病や事故、その他の緊急時に機器を使って、受信センターへ通報するシステムです。

通報を受けた受信センターが利用者の状態を確認し、必要に応じて協力員に安否確

認の依頼を行ったり、消防署への出動要請を行います。

また、月1回、受信センターが利用者に対して電話をし、聞き取りした生活状態や体調を、町に報告しています。

【緊急通報システム事業利用状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用世帯数	5世帯	5世帯	3世帯	3世帯	2世帯	3世帯

②寝具洗濯乾燥等サービス事業

寝具の衛生管理が困難な一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、寝具の洗濯・乾燥・消毒にかかる費用を助成する事業です。

洗濯時には、代替寝具の貸し出しも実施しています。

【寝具洗濯乾燥等サービス事業利用状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	28人	24人	39人	34人	31人	25人

(2) 在宅介護支援事業

①高齢者通院等支援サービス事業

寝たきりなどにより医療機関への通院に一般の交通機関を利用することが困難な高齢者が、車いすやストレッチャー専用の移送用車両を使って通院した場合、その料金の一部を助成する事業です。

【高齢者通院等支援サービス事業利用状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者実人数	14人	12人	16人	14人	14人	14人

②寝たきり者等介護人手当支給事業

在宅で寝たきりの高齢者を介護している介護者に対して手当を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る事業です。

【寝たきり者等介護人手当支給事業利用状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
支給実人数	11人	6人	7人	8人	6人	7人

3. 社会福祉協議会の高齢者に関する主な事業

(1) ミニサロン事業

町内会の公民館など、身近なところで町内会などの小規模なグループが中心となって、地域の高齢者の生きがいつくりや、閉じこもり予防を目的として行っています。コロナ禍の中で一時期は開催できなかつたこともありましたが、毎回ボランティアの方達が趣向を凝らしながら、物づくりや健康講座、外出企画など実施しています。

いきいき100歳体操と同様に、高齢者の通いの場となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施箇所数	12箇所	11箇所	11箇所	12箇所

(2) 移動サービス（お出かけ会）

外出が困難な一人暮らし高齢者等を対象に、通院のための交通手段を提供する事業です。ボランティアの確保については今後も周知を図りつつ、車の確保も含め検討が必要です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
登録者数	1人	2人	7人	5人
運行回数	3回	18回	30回	20回
ボランティア協力者	6人	8人	8人	8人

(3) 冬期間の見守り援助活動事業

一人暮らし高齢者など除雪作業が困難な世帯に対し、三川町シルバー人材センターに作業を委託し、自宅の玄関から道路までの除雪や屋根の雪下ろし作業を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	18人	22人	20人	20人
延べ回数	75回	180回	102回	80回

5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本町の第1号被保険者のうち、要介護認定等を受けていない方及び要支援1、2の認定を受けている方を対象に、令和4年12月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、本町在住の高齢者は、次のような不安や課題を抱えていることが明らかになりました。

【対象者】 令和4年10月31現在
三川町に在住する65歳以上で要介護1～5の認定を受けていない方
600人を無作為抽出

	男 性	女 性	全 体
配付数	264 (44.0%)	336 (56.0%)	600 (100%)
回答者数	205 (77.7%)	283 (84.2%)	488 (81.3%)

※回答者の年齢層については「65～69歳」109人(22.3%)、「70～74歳」136人(27.9%)、「75～79歳」73人(15.0%)、「80～84歳」82人(16.8%)、「85～89歳」61人(12.5%)、「90歳～」27人(5.5%)となっています。

【家族構成】

項 目	人 数 (%)	第8期時調査
1人暮らし	55 (11.3)	169 (10.0)
夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	91 (18.6)	340 (20.0)
夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	20 (4.1)	49 (2.9)
息子・娘との2世帯	153 (31.4)	630 (37.1)
その他、未回答	169 (34.6)	508 (30.0)
全 体	488 (100)	1,696 (100)

※一人暮らしの高齢者は55人(11.3%)、内訳は男性15人、女性40人となっています。

【あなたは普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか】

項 目	人 数 (%)	第8期時調査
介護・介助は必要ない	373 (76.4)	1,341 (79.1)
何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	34 (7.0)	74 (4.3)
現在、何らかの介護・介助を受けている (介護認定を受けず介護を受けている方も含む)	29 (5.9)	81 (4.8)
未回答	52 (10.7)	200 (11.8)
全 体	488 (100)	1,696 (100)

※「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」あるいは「現在何らかの介護・介助を受けている」と回答した方は63人(12.9%)となっています。

【外出の際の移動手段はなんですか（複数回答）】

徒歩	1 6 1 (33.0)	路線バス	1 3 (2.7)
自転車	8 7 (17.8)	病院や施設のバス	1 2 (2.5)
バイク	9 (1.8)	車いす	5 (1.0)
自動車(自分で運転)	3 4 1 (69.9)	電動車いす	0 (0.0)
自動車(同乗)	1 3 5 (27.7)	歩行器・シルバーカー	1 9 (3.9)
電車	3 (0.6)	タクシー	1 6 (3.3)
その他	6 (1.2)	未回答	1 3 (2.7)

※「自動車(自分で運転)」341人が圧倒的に多く、次いで「徒歩」161人、「自動車(同乗)」135人、「自転車」87人の順で多くなっています。

※「病院や施設のバス」、「タクシー」の利用もみられています。

【自分で食品・日用品の買い物をしていますか】

項 目	人 数 (%)	第8期時調査
できるし、している	3 7 4 (76.6)	1, 3 4 4 (79.2)
できるがしていない	7 2 (14.8)	2 2 7 (13.4)
できない	3 8 (7.8)	1 0 7 (6.3)
未回答	4 (0.8)	1 8 (1.1)
全 体	4 8 8 (100)	1, 6 9 6 (100)

【ボランティア活動への参加】

項 目	人 数 (%)	第8期時調査
週4回以上	2 (0.4)	2 (0.1)
週2～3回	1 (0.2)	8 (0.4)
週1回	6 (1.2)	1 8 (1.1)
月1～3回	1 5 (3.1)	8 0 (4.7)
年に数回	4 2 (8.6)	1 5 9 (9.4)
参加していない	3 1 2 (63.9)	1, 0 1 6 (59.9)
未回答	1 1 0 (22.6)	4 1 3 (24.4)
全 体	4 8 8 (100)	1, 6 9 6 (100)

【スポーツ関係のグループやクラブへの参加】

項 目	人 数 (%)	第8期時調査
週4回以上	9 (1.9)	3 9 (2.3)
週2～3回	2 1 (4.3)	8 8 (5.2)
週1回	1 7 (3.5)	5 1 (3.0)
月1～3回	2 4 (4.9)	7 7 (4.5)
年に数回	2 2 (4.5)	6 9 (4.1)

参加していない	2 8 8 (59.0)	9 7 9 (57.7)
未回答	1 0 7 (21.9)	3 9 3 (23.2)
全 体	4 8 8 (100)	1, 6 9 6 (100)

【趣味関係のグループへの参加】

項 目	人 数 (%)	第 8 期時調査
週 4 回以上	3 (0.6)	1 5 (0.8)
週 2～3 回	1 5 (3.1)	5 4 (3.2)
週 1 回	1 2 (2.5)	7 6 (4.5)
月 1～3 回	4 4 (9.0)	1 4 6 (8.6)
年に数回	2 6 (5.3)	1 2 7 (7.5)
参加していない	2 8 3 (58.0)	9 0 0 (53.1)
未回答	1 0 5 (21.5)	3 7 8 (22.3)
全 体	4 8 8 (100)	1, 6 9 6 (100)

【学習・教養サークルへの参加】

項 目	人 数 (%)	第 8 期時調査
週 4 回以上	1 (0.2)	2 (0.1)
週 2～3 回	2 (0.4)	7 (0.4)
週 1 回	3 (0.6)	1 7 (1.1)
月 1～3 回	1 4 (2.9)	7 0 (4.1)
年に数回	1 8 (3.7)	9 7 (5.7)
参加していない	3 3 4 (68.4)	1, 0 4 8 (61.8)
未回答	1 1 6 (23.8)	4 5 5 (26.8)
全 体	4 8 8 (100)	1, 6 9 6 (100)

【介護予防のための通いの場への参加（100歳体操や筋トレ教室）】

項 目	人 数 (%)	第 8 期時調査
週 4 回以上	3 (0.6)	2 3 (1.4)
週 2～3 回	1 1 (2.2)	2 9 (1.7)
週 1 回	3 7 (7.6)	1 4 8 (8.7)
月 1～3 回	3 5 (7.2)	9 5 (5.6)
年に数回	1 2 (2.5)	4 0 (2.3)
参加していない	3 0 8 (63.1)	1, 0 0 9 (59.5)
未回答	8 2 (16.8)	3 5 2 (20.8)
全 体	4 8 8 (100)	1, 6 9 6 (100)

【老人クラブへの参加】

項 目	人 数 (%)	第 8 期時調査
週 4 回以上	2 (0.4)	4 (0.2)
週 2 ～ 3 回	0 (0.0)	5 (0.3)
週 1 回	2 (0.4)	12 (0.8)
月 1 ～ 3 回	17 (3.5)	88 (5.2)
年に数回	42 (8.6)	285 (16.8)
参加していない	324 (66.4)	952 (56.1)
未回答	101 (20.7)	350 (20.6)
全 体	488 (100)	1,696 (100)

【町内会・自治会への参加】

項 目	人 数 (%)	第 8 期時調査
週 4 回以上	3 (0.6)	5 (0.2)
週 2 ～ 3 回	1 (0.2)	11 (0.7)
週 1 回	2 (0.4)	14 (0.8)
月 1 ～ 3 回	25 (5.1)	108 (6.5)
年に数回	123 (25.2)	505 (29.8)
参加していない	235 (48.2)	674 (39.7)
未回答	99 (20.3)	379 (22.3)
全 体	488 (100)	1,696 (100)

【収入のある仕事への参加】

項 目	人 数 (%)	第 8 期時調査
週 4 回以上	86 (17.6)	272 (16.0)
週 2 ～ 3 回	23 (4.7)	93 (5.5)
週 1 回	7 (1.4)	20 (1.2)
月 1 ～ 3 回	8 (1.7)	40 (2.4)
年に数回	23 (4.7)	85 (5.0)
参加していない	240 (49.2)	802 (47.3)
未回答	101 (20.7)	384 (22.6)
全 体	488 (100)	1,696 (100)

【地域住民の有志による地域づくりへの参加意向】

項 目	人 数 (%)	第 8 期時調査
是非参加したい	40 (8.2)	133 (7.8)
参加してもよい	190 (38.9)	725 (42.7)
参加したくない	181 (37.1)	546 (32.2)

既に参加している	32 (6.6)	134 (7.9)
未回答	45 (9.2)	158 (9.4)
全体	488 (100)	1,696 (100)

※「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせると262人(53.7%)となっています。

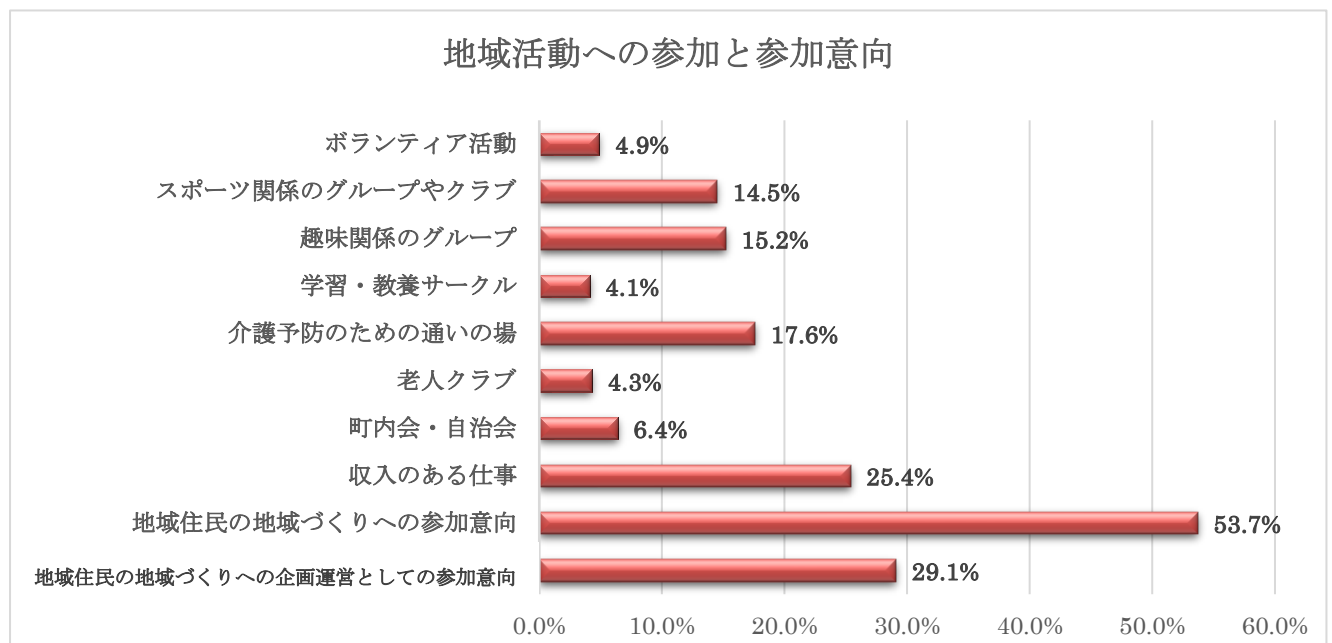
内訳は、「65～69歳」62人、「70～74歳」78人、「75～79歳」43人、「80～84歳」44人、「85～89歳」26人、「90歳～」9人となっています。

【地域住民の有志による地域づくりへの企画運営（お世話役）としての参加意向】

項目	人数 (%)	第8期時調査
是非参加したい	10 (2.1)	50 (2.9)
参加してもよい	109 (22.3)	473 (27.9)
参加したくない	293 (60.0)	905 (53.4)
既に参加している	23 (4.7)	89 (5.2)
未回答	53 (10.9)	179 (10.6)
全体	488 (100)	1,696 (100)

※「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせると142人(29.1%)となっています。

内訳は、「65～69歳」32人、「70～74歳」43人、「75～79歳」26人、「80～84歳」26人、「85～89歳」11人、「90歳～」4人となっています。

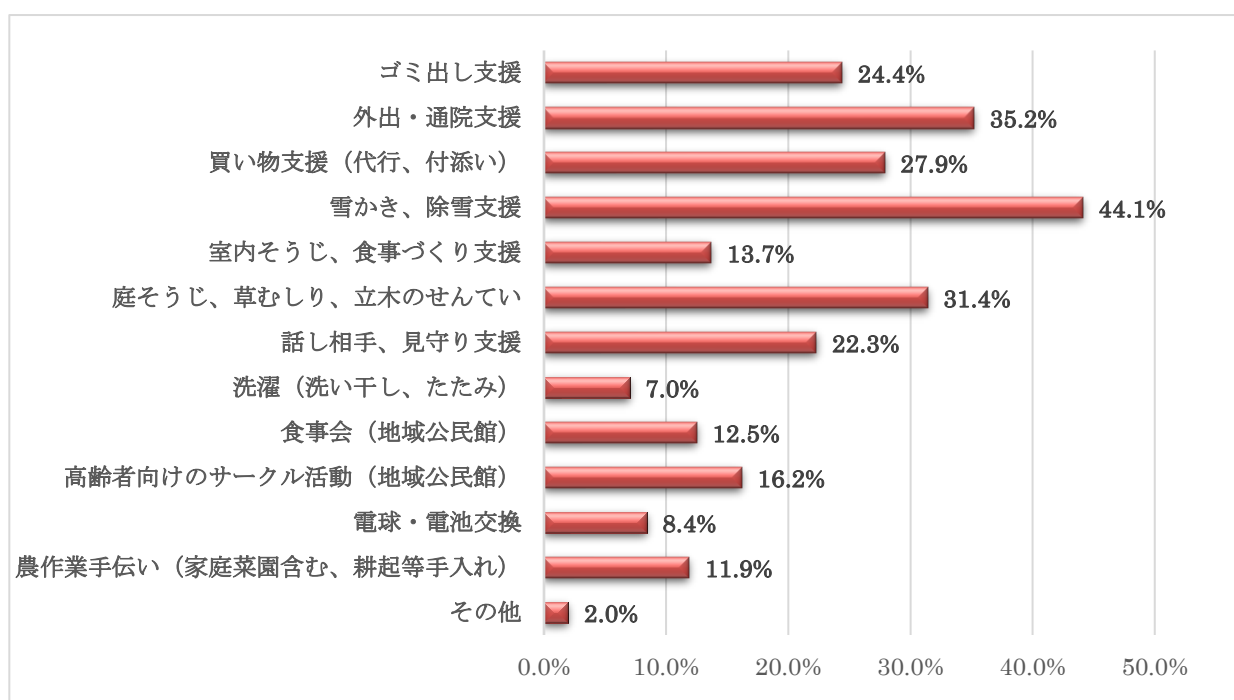


※「ボランティア活動」から「収入のある仕事」では、「月に1回以上」参加していると回答した割合、「地域住民の地域づくりへの参加意向」、「地域住民の地域づくりへの企画運営としての参加意向」は「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」と回答した人の割合です。

【地域で安心した高齢期を送るためにあればよいと思うたすけあい(複数回答)】

ゴミ出し支援	1 1 9 (24.4)	洗濯(洗い干し、たたみ)	3 4 (7.0)
外出・通院支援	1 7 2 (35.2)	食事会(地域公民館)	6 1 (12.5)
買い物支援(代行、付添い)	1 3 6 (27.9)	高齢者向けのサークル活動(地域公民館)	7 9 (16.2)
雪かき、除雪支援	2 1 5 (44.1)	電球・電池交換	4 1 (8.4)
室内そうじ、食事づくり支援	6 7 (13.7)	農作業手伝い(家庭菜園含む、耕起等手入れ)	5 8 (11.9)
庭そうじ、草むしり、立木のせんてい	1 5 3 (31.4)	その他	1 0 (2.0)
話し相手、見守り支援	1 0 9 (22.3)		

※「雪かき、除雪支援」が215人で一番多く、次いで「外出・通院支援」172人、「庭そうじ、草むしり、立木のせんてい」153人、「買い物支援」136人の順で多くなっています。



【家族や友人以外で何かあった時に相談する相手(複数回答)】

自治会・町内会・老人クラブ	6 7 (13.7)	地域包括・役場	1 2 4 (25.4)
社会福祉協議会・民生委員	8 0 (16.4)	その他	3 7 (7.6)
ケアマネジャー	4 5 (9.2)	いない	1 2 6 (25.8)
医師・歯科医師・看護師	1 4 5 (29.7)	未回答	4 5 (9.2)

※「医師・歯科医師・看護師」が145人で一番多く、次いで「いない」126人、「地域包括・役場」124人、「社会福祉協議会・民生委員」80人の順で多くなっています。

【認知症に関する相談窓口を知っていますか】

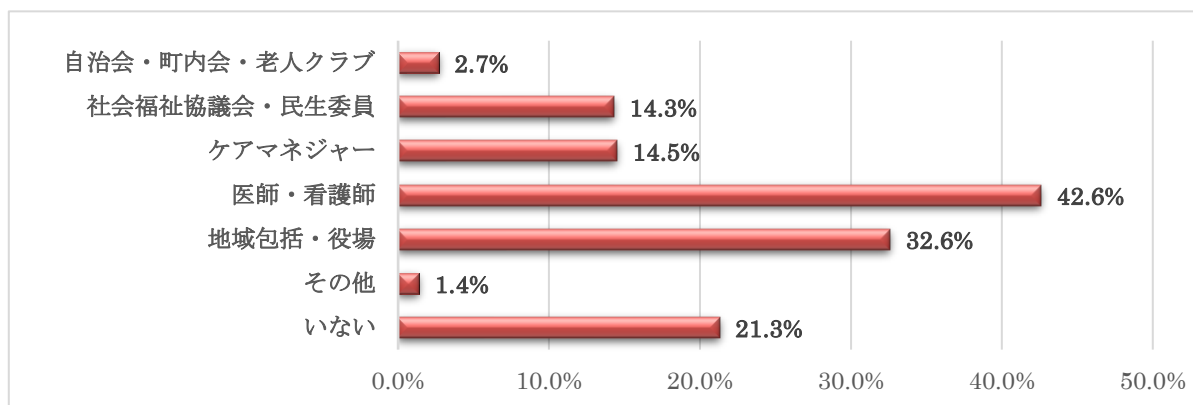
項目	人数 (%)	第8期時調査
知っている	157 (32.2)	645 (38.0)
知らない	283 (58.0)	908 (53.6)
未回答	48 (9.8)	143 (8.4)
全体	488 (100)	1,696 (100)

※「知らない」と回答した人が58.0%と「知っている」を上回っています。

【認知症に関して相談する相手（複数回答）】

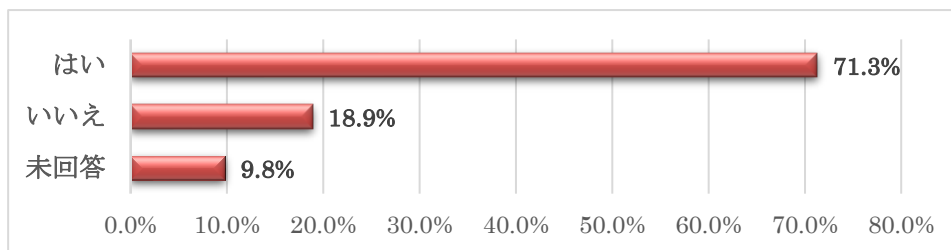
自治会・町内会・老人クラブ	13 (2.7)	地域包括・役場	159 (32.6)
社会福祉協議会・民生委員	70 (14.3)	その他	7 (1.4)
ケアマネジャー	71 (14.5)	いない	104 (21.3)
医師・看護師	208 (42.6)		

※「医師・看護師」が208人で一番多く、次いで「地域包括・役場」159人、「いない」104人、「ケアマネジャー」71人の順で多くなっています。



【認知症になったとき、地域のサポート（見守り、声かけ）を受けたいと思いますか】

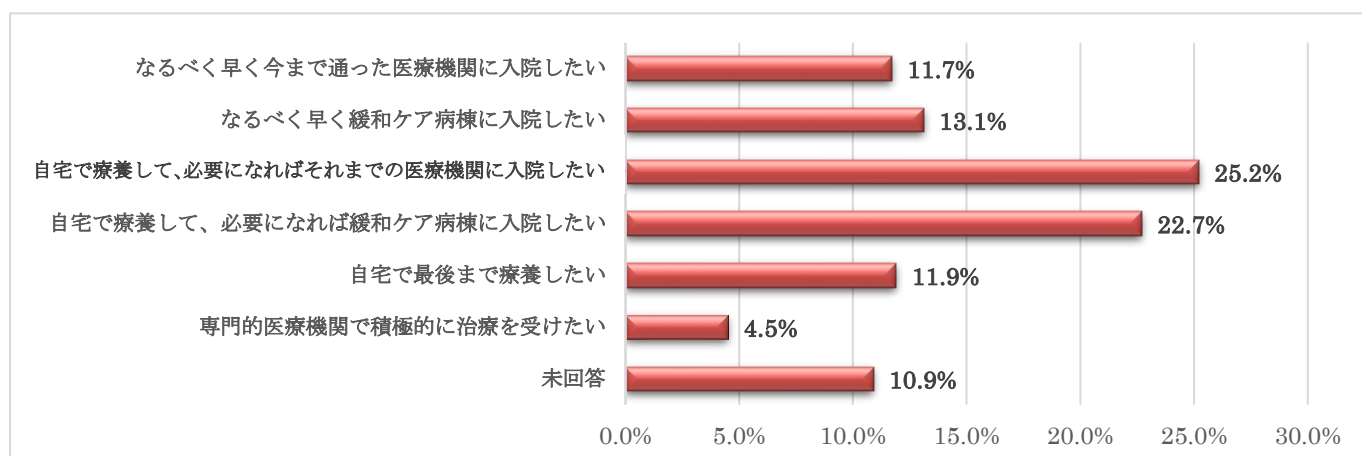
項目	人数 (%)
はい	348 (71.3)
いいえ	92 (18.9)
未回答	48 (9.8)
全体	488 (100)



【治る見込みがなく死期が迫っていると告げられた場合、療養したい場所】

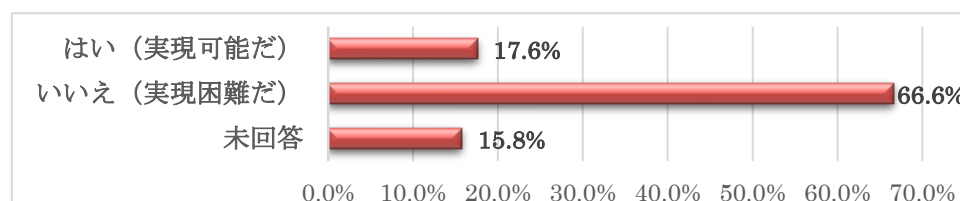
項 目	人 数 (%)
なるべく早く今まで通った医療機関に入院したい	5 7 (11.7)
なるべく早く緩和ケア病棟に入院したい	6 4 (13.1)
自宅で療養して、必要になればそれまでの医療機関に入院したい	1 2 3 (25.2)
自宅で療養して、必要になれば緩和ケア病棟に入院したい	1 1 1 (22.7)
自宅で最後まで療養したい	5 8 (11.9)
専門的医療機関（がんセンターなど）で積極的に治療を受けたい	2 2 (4.5)
未回答	5 3 (10.9)
全 体	4 8 8 (100)

※「自宅で療養して、必要になればそれまでの医療機関に入院したい」が123人で一番多く、次いで「自宅で療養して、必要になれば緩和ケア病棟に入院したい」111人、「なるべく早く緩和ケア病棟に入院したい」64人、「自宅で最後まで療養したい」58人の順で多くなっています。



【治る見込みがなく死期が迫っていると告げられた場合、自宅で最後まで療養することは実現可能だと思いますか】

項 目	人 数 (%)
はい（実現可能だ）	8 6 (17.6)
いいえ（実現困難だ）	3 2 5 (66.6)
未回答	7 7 (15.8)
全 体	4 8 8 (100)

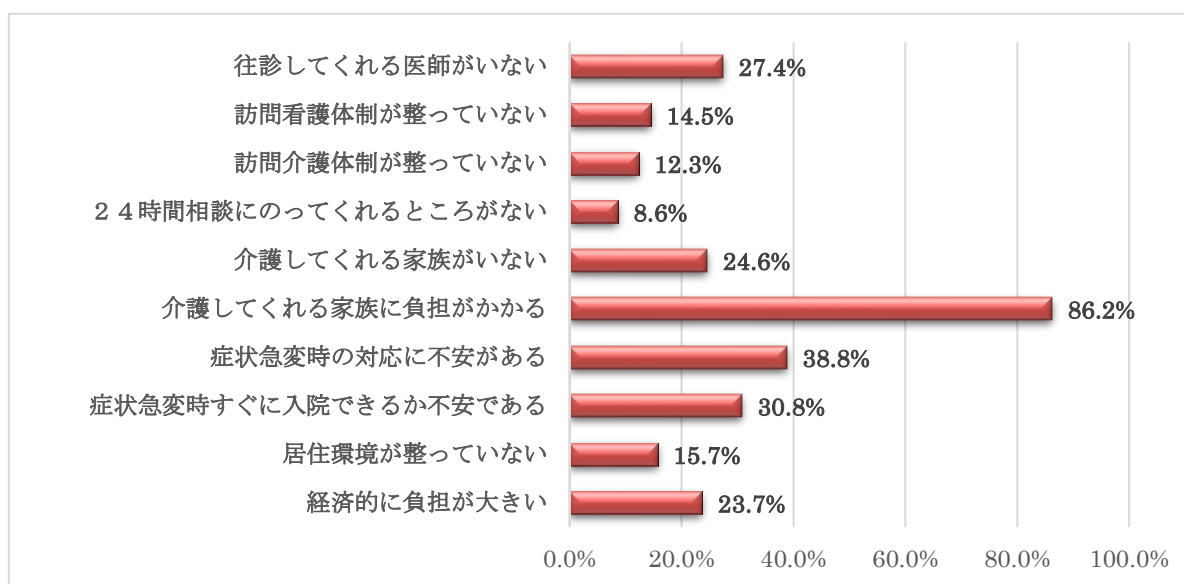


【自宅で最後まで療養することが困難な理由（複数回答）】

項 目	人 数 (%)
往診してくれる医師がいない	89 (27.4)
訪問看護体制が整っていない	47 (14.5)
訪問介護体制が整っていない	40 (12.3)
24時間相談にのってくれるところがない	28 (8.6)
介護してくれる家族がいない	80 (24.6)
介護してくれる家族に負担がかかる	280 (86.2)
症状急変時の対応に不安がある	126 (38.8)
症状急変時すぐに入院できるか不安である	100 (30.8)
居住環境が整っていない	51 (15.7)
経済的に負担が大きい	77 (23.7)

※「介護してくれる家族に負担がかかる」が280人で一番多く、次いで「症状急変時の対応に不安がある」126人、「急変時すぐに入院できるか不安がある」100人の順で多くなっています。

※「介護してくれる家族がいない」と回答した方は80人となっています。



【病気や事故等で意思決定ができなくなったときに備えて、意思や希望を伝えている人がいるか】

項 目	人 数 (%)
いる	263 (53.9)
いない	135 (27.7)
未回答	90 (18.4)
全 体	488 (100)

ニーズ調査からの基本チェックリスト該当者

項 目	第9期調査	第8期調査	第7期調査
運動機能リスク	17.5%	31.3%	16.0%
栄養機能リスク	3.9%	0.4%	5.8%
咀嚼機能リスク	27.3%	16.3%	25.8%
閉じこもりリスク	15.8%	5.7%	18.0%
認知症リスク	43.6%	51.1%	41.2%
うつリスク	34.3%	19.9%	28.8%

V

計画期間における各年度の高齢者の状況

1 高齢者等の人口推計・介護保険被保険者数の推計

第9期計画では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年度における高齢者介護の姿を見込んで、必要なサービスの水準や給付費、保険料水準等を推計することとしています。また、さらに少子高齢化が進み、支え手である生産年齢人口が急速に減少していく令和22年度を見据え、各年度の人口推計、被保険者数及び認定者を、国の「見える化」システムを活用し推計しています。

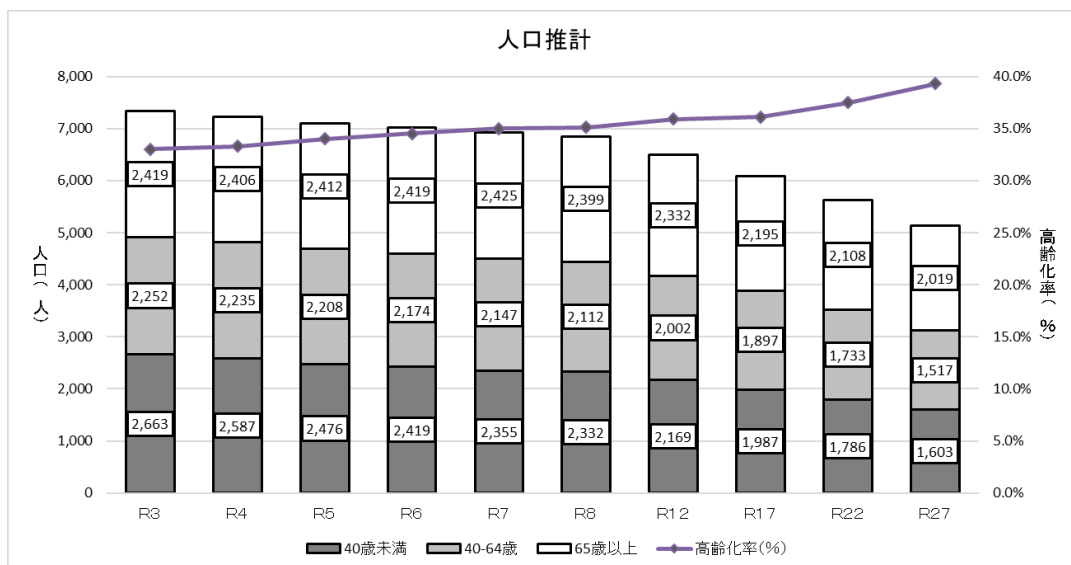
1. 人口推計

総人口の推移としては減少傾向にあり、令和7年度以降は、すべての年代が減少することが見込まれます。そのため、総人口に対する高齢化率は増加の一途をたどり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度からは増加傾向が強まっています。令和7年度には65歳以上の人口が40歳未満の人口を上回る推計となっています。

(単位：人)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
総数	7,334	7,228	7,096	7,012	6,927	6,843	6,503	6,079	5,627	5,139
40歳未満	2,663	2,587	2,476	2,419	2,355	2,332	2,169	1,987	1,786	1,603
40～64歳	2,252	2,235	2,208	2,174	2,147	2,112	2,002	1,897	1,733	1,517
65歳以上	2,419	2,406	2,412	2,419	2,425	2,399	2,332	2,195	2,108	2,019
人口推計による高齢化率	33.0%	33.3%	34.0%	34.5%	35.0%	35.1%	35.9%	36.1%	37.5%	39.3%

※令和3～令和5年度は各年9月末現在の実績値。令和6年度以降は推計値。



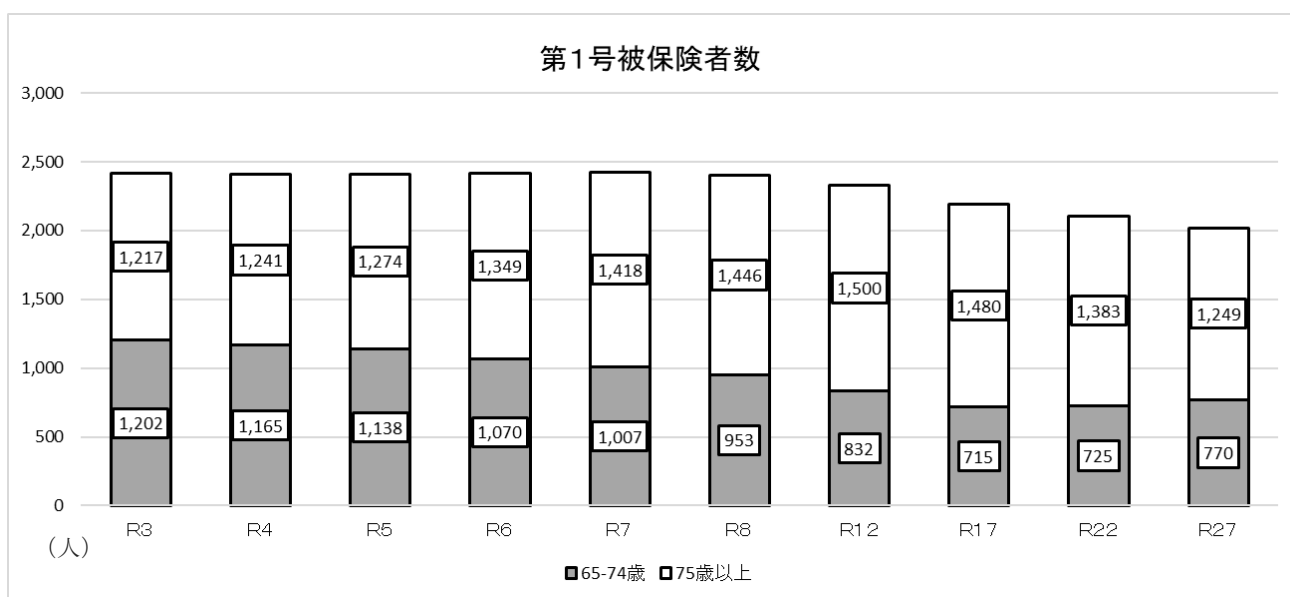
2. 被保険者数の推計

65歳以上の第1号被保険者数については、増加傾向にあります。令和7年度頃をピークに減少していくことが見込まれます。被保険者数の内訳としましては、令和3年度から前期高齢者が減少、後期高齢者が増加しており、団塊の世代が75歳となる影響を受けています。今後さらに後期高齢者の占める割合が増加していくものと予想されます。

(単位：人)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
第1号被保険者数	2,419	2,406	2,412	2,419	2,425	2,399	2,332	2,195	2,108	2,019
65-74歳	1,202	1,165	1,138	1,070	1,007	953	832	715	725	770
75歳以上	1,217	1,241	1,274	1,349	1,418	1,446	1,500	1,470	1,383	1,249

※令和3～令和5年度は各年9月末現在の実績値。令和6年度以降は推計値。



2 要介護認定者数の推計

要介護認定者数については、本町の人口推計と過去の認定状況の傾向をもとに推計しています。各介護度の推移については、一定の割合で推移するものと考えられますが、認定者全体の推移については、高齢化の推移と連動し、認定率も令和6年度から増加傾向になることが見込まれます。その後、令和17年度には20%を超えることが見込まれます。

(単位：人)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
要支援1	43	29	23	22	24	24	29	33	34	32
要支援2	57	43	44	46	48	45	47	48	49	48
要介護1	78	80	67	73	77	78	80	79	82	81
要介護2	71	76	97	95	93	95	97	98	96	96
要介護3	66	65	67	71	69	74	76	81	84	83
要介護4	67	67	50	63	67	69	68	68	72	74
要介護5	44	44	48	52	57	58	51	50	53	52
合計	426	404	396	422	435	443	448	457	470	466
合計の内、65歳以上の認定者数	417	397	390	416	429	436	442	451	464	459
第1号被保険者数	2,419	2,406	2,412	2,434	2,456	2,431	2,329	2,224	2,124	2,028
認定者率	17.2%	16.5%	16.2%	17.1%	17.5%	17.9%	19.0%	20.3%	21.8%	22.6%

※令和3～令和5年度は各年9月末現在の実績値。令和6年度以降は推計値。

※認定者率は、「第1号被保険者の認定者数÷第1号被保険者数×100(%)」で算出

3 サービス等利用者数の推計

1. 施設・居住系サービス利用者数の推計

第9期計画における施設入所者数及び居住系サービス利用者数については、次の基準を参酌して推計しています。

- ① 介護老人福祉施設は、原則として要介護3以上の者が利用。
- ② ①の利用者の内、要介護4・5の者の割合（B/A）は70%以上。

施設入所者数について第8期計画期間中は横ばいであるが、令和6年3月に介護医療院の増床があり、令和6年度以降は増加を見込んでいます。また、施設入所者の介護度の重度化も予想されます。居住系サービスの利用者数は、大きな変化は見られないと推計しており、緩やかに増加するものと予想しています。

(単位：人)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
施設入所者数 (A)	74	75	75	90	92	91	92	91	90	88
うち要介護 4・5 (B)	51	55	65	65	66	66	66	64	64	62
参酌基準 B/A	68.9%	73.3%	70.7%	72.2%	71.7%	72.5%	71.7%	70.3%	71.1%	70.5%
居住系サービス 利用者数(C)	37	35	31	33	34	34	36	37	37	37

※令和3～4年度は年間実績の1か月当たり平均。令和5年以降は推計値。

※施設入所者数(A)は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の入所者数。

※居住系サービス利用者数(C)は、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等の利用者数。

2. 居宅サービス利用者数の推計

居宅サービス利用者数については、第9期以降の要介護度の推移の中で、要支援については、大きな変化は見られないと推計していますが、要介護1～4については、緩やかに増加傾向となっています。

(単位：人)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
要支援1	18	16	15	16	16	15	13	13	14	13
要支援2	29	24	23	23	24	24	26	26	28	27
要介護1	60	54	56	57	59	60	60	61	61	62
要介護2	48	56	55	56	58	58	60	59	58	55
要介護3	36	34	35	34	36	37	38	38	39	40
要介護4	29	28	28	27	29	29	31	32	32	33
要介護5	13	8	8	9	9	10	9	10	10	11
合計	233	220	220	222	231	233	237	239	242	241

※令和3～令和4年度は年間実績の1か月当たり平均。令和5年以降は推計値。

※居宅サービス利用者とは、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成して、介護サービスを利用する者。
(福祉用具購入、住宅改修、短期入所生活介護利用者数を含む。)

VI

計画期間における高齢者保健福祉サービスの 種類毎の量の見込み及び確保のための方策

第9期介護保険事業計画における基本方針

基本指針とは、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針で、3年を一期とする都道府県介護保険事業計画及び市町村介護保険事業計画作成のガイドラインとなるものです。

【基本的考え方】

第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなります。また、高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22）年を見通すと、85歳以上人口が増加し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

今後、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となります。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

（1）地域の実情に応じたサービス基盤の整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切にとらえて、関係者間で介護サービスの基盤のあり方について議論し、限りある地域の社会資源を効率的かつ、効果的に活用するため、既存施設や事業所の今後のあり方を含め検討を進めていきます。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護の連携を強化していきます。

（2）在宅サービスの充実

住み慣れた地域で在宅生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスを普及させ、必要とする人の介護ニーズを適切にとらえて、適切なサービスが受けられる体制を整えます。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

今後ますます高齢者が増加し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する必要があり、地域包括支援センターの機能強化や包括的な支援体制の構築など、これまでの取り組みを踏まえつつ、さらに地域包括ケアシステムを推進する必要があります。

地域包括ケアを推進するために、地域包括支援センターの相談業務や地域ケア会議等を通じて多職種が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向けて継続的に支援するなど、支援体制をさらに充実させます。

3. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

高齢人口は2040年に向けてピークを迎えますが、生産年齢人口は今後急速に減少していくことが見込まれています。地域包括ケアシステムを支えるためには、介護人材

の確保と介護現場の生産性向上の取り組みを一体的に進めていくことが必要です。

このように介護サービスの需要が今後さらに高まることを見込まれる中で介護人材を確保するために、県事業により整備された、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりについて、町内の介護施設等へ周知することにより、県と連携しながら介護現場革新の取り組みを進めます。

4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅における情報連携の強化

本町では現在、有料老人ホームが1事業所（定員30人）とサービス付き高齢者向け住宅が1事業所（定員20人）開設されています。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」が、多様なニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県や近隣市町と連携し、設置状況や必要な情報を確認していきます。

5. 災害や感染症対策に係る体制整備

（1）災害に対する備え

近年の災害の発生状況を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄状況や非常用発電の整備状況についても確認していきます。

また、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であるため、介護施設等への業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等についても支援していきます。

（2）感染症に対する備え

近年の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、感染対策に対する啓発や情報提供を行い、研修、訓練等の取り組みを支援していくとともに、感染症発生時も含めた保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を進めていきます。

6. 介護給付適正化の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要とする過不足のないサービスを提供するよう、適切なサービスの確保と費用の効率化をとおして、持続可能な介護保険制度を目指し、これまでも以下の5つの事業に取り組んできました。引き続き、介護給付費の適正化に向けて取り組んでいきます。

（1）要介護認定の適正化

厚生労働省の業務分析データ等を活用し、本町における要介護認定状況を把握し分析を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取り組みを実施します。

また、これまで同様に委託等によって行った認定調査の結果について、認定調査員のテキストに沿った適切な選択がされているか等、職員による事後点検を行います。

	現 状			目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査の 事後点検	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施
業務分析データの 確認	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

(2) ケアプランの点検

事業所への運営指導の機会などを利用しケアプラン点検を実施します。また、適正化システムにより出力される給付実績帳票を活用し、対象事業者を絞り込み、優先的に点検を実施します。さらに、「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用や研修会等へ参加することにより、点検方法の改善を進めながら適正な給付の実現を図ります。

	現 状			目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検対象事業所数	2事業所	2事業所	1事業所	2事業所	2事業所	2事業所
ケアプラン点検数	6件	6件	5件	8件	8件	8件

(3) 住宅改修、福祉用具等の点検

要介護等更新認定調査時などの機会を利用し、町の認定調査員等が償還払いの対象品（住宅改修・福祉用具）の点検を行います。

また、住宅改修については、提出書類や写真等での点検、福祉用具については、提出書類や適正化システムから出力される帳票を用いて点検を実施します。

	現 状			目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
書面による点検	全件実施 32件	全件実施 17件	全件実施 17件	全件実施	全件実施	全件実施

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合及び縦覧点検についても、これまでどおり国保連合会に委託し実施します。

(5) 介護給付費通知

要介護認定更新申請のお知らせを送付する際などに、介護サービスの利用状況等が記載された介護給付費通知を同封し、利用者へお知らせしています。今後とも継続して、サービス利用状況を点検する機会を確保し、適切な介護サービスの利用を呼びかけていきます。

1 介護保険事業

1. 介護給付費等対象サービスの現状と推計

(1) 居宅サービス

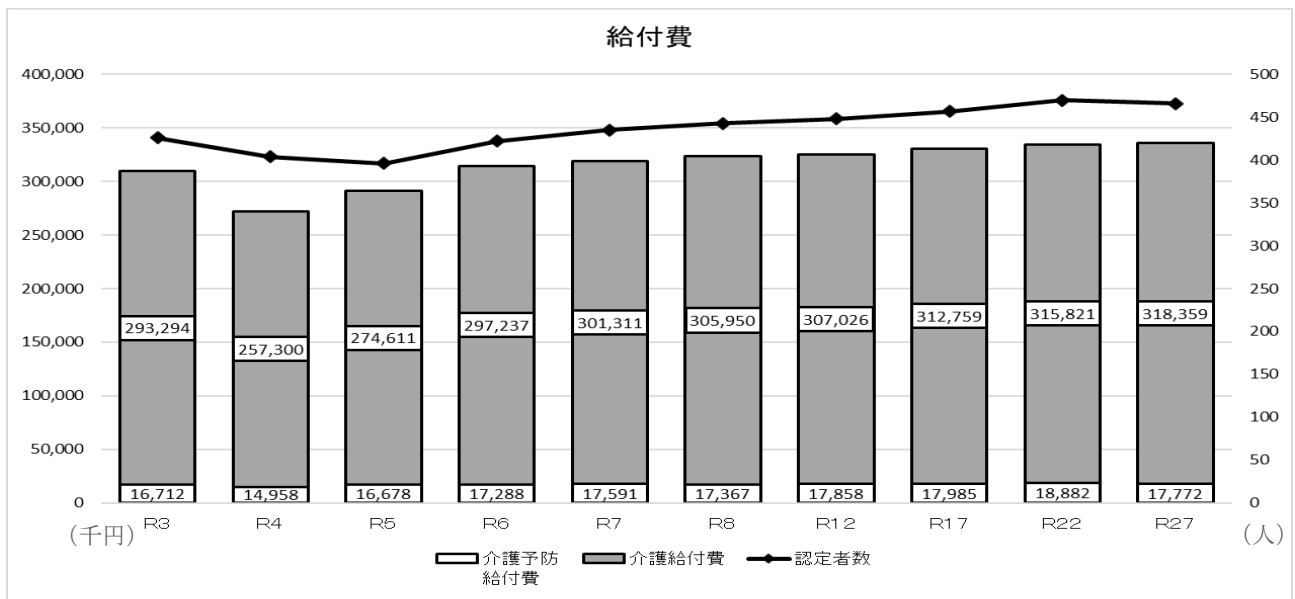
訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等のような、主に在宅で受ける介護サービスです。第9期以降も、介護予防給付・介護予防とともに認定者数に連動して緩やかに増加傾向で推移すると見込んでいます。

(単位：千円)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
給付費	310,006	272,258	291,289	314,525	318,902	323,317	324,884	330,744	334,703	336,131
介護給付費	293,294	257,300	274,611	297,237	301,311	305,950	307,026	312,759	315,821	318,359
介護予防給付費	16,712	14,958	16,678	17,288	17,591	17,367	17,858	17,985	18,882	17,772

※介護給付費とは、要介護1～5の介護サービスに係る給付費。

※介護予防給付費とは要支援1～2の介護予防サービス及び経過的要介護の介護サービスに係る給付費。



【居宅サービス種類】

- 訪問系サービス … 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導
- 通所系サービス … 通所介護、通所リハビリ
- 短期入所サービス … 短期入所生活介護、短期入所療養介護
- その他 … 福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護

(2) 施設サービス

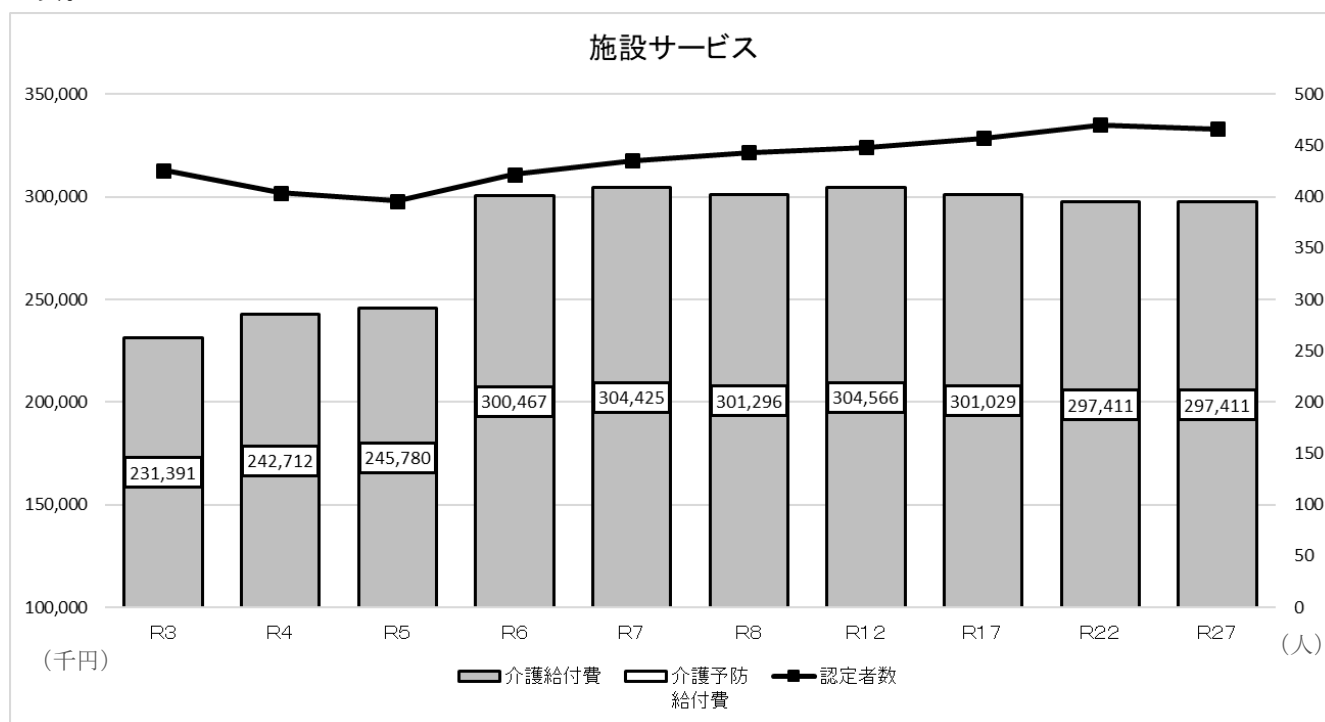
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設で受けるサービスです。令和6年度以降は地域での増床計画を見込み増加を見込んでいます。

(単位：千円)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
給付費	231,391	242,712	245,780	300,467	304,425	301,296	304,566	301,029	297,411	297,411
介護給付費	231,391	242,712	245,780	300,467	304,425	301,296	304,566	301,029	297,411	297,411
介護予防給付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※介護給付費とは、要介護1～5の介護サービスに係る給付費。

※介護予防給付費とは、要支援1～2の介護予防サービス及び経過的要介護の介護サービスに係る給付費。



【施設サービス種類】

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

(3) 地域密着型サービス

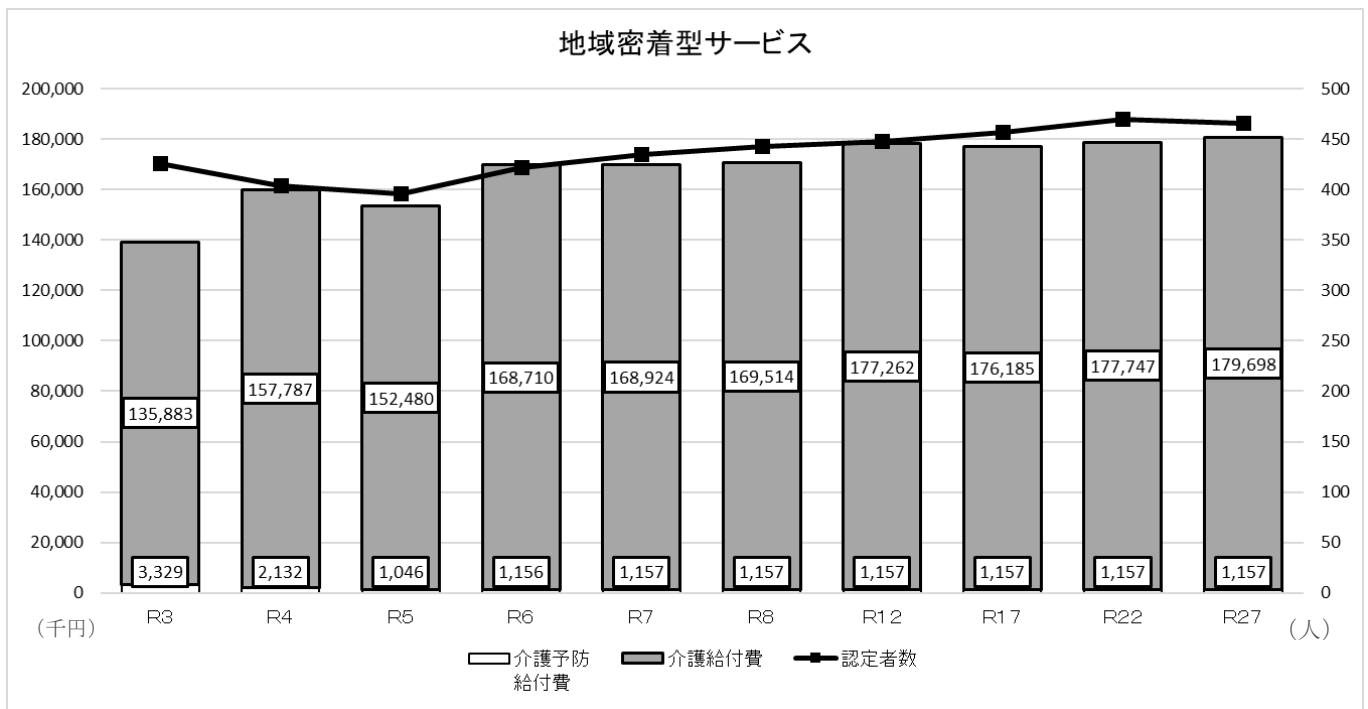
高齢者が中・重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。そのため、認定者数と連動して緩やかに増加傾向で推移すると見込んでいます。

(単位：千円)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
給付費	139,212	159,919	153,526	169,866	170,081	170,671	178,419	177,342	178,904	180,855
介護給付費	135,883	157,787	152,480	168,710	168,924	169,514	177,262	176,185	177,747	179,698
介護予防給付費	3,329	2,132	1,046	1,156	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157

※介護給付費とは、要介護1～5の介護サービスに係る給付費。

※介護予防給付費とは、要支援1～2の介護予防サービス及び経過的要介護の介護サービスに係る給付費。



【地域密着型サービス種類】

- 小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護

◆次のサービスは、三川町では指定していません。

認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型介護看護、看護小規模多機能型居宅介護

(4) 介護給付費の合計額（総給付費）

介護給付サービスは、居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスに大きく分けられ、総給付費はこれらの給付費を合計した額となります。総給付費の推移は、認定者数に連動して緩やかに増加傾向で推移すると見込んでいます。施設サービスについては、令和6年度から地域での増床計画を見込み、給付費の増加を見込んでいます。

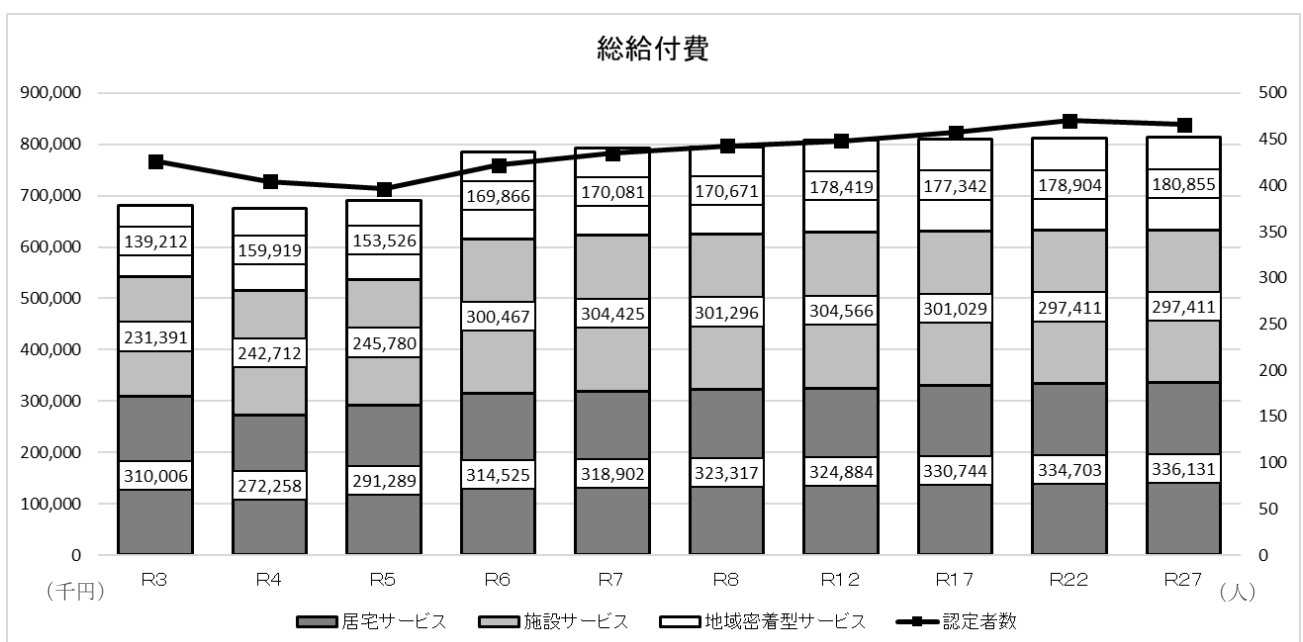
(単位：千円、人)

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
居宅サービス	310,006	272,258	291,289	314,525	318,902	323,317	324,884	330,744	334,703	336,131
施設サービス	231,391	242,712	245,780	300,467	304,425	301,296	304,566	301,029	297,411	297,411
地域密着型サービス	139,212	159,919	153,526	169,866	170,081	170,671	178,419	177,342	178,904	180,855
給付費	680,609	674,889	690,595	784,858	793,408	795,284	807,869	809,115	811,018	814,397
給付費上昇率	-	-0.84	2.33	13.65	1.09	0.24	1.58	0.15	0.24	0.42
認定者数	426	404	396	422	435	443	448	457	470	466

※介護給付費とは、要介護1～5の介護サービスに係る給付費。

※介護予防給付費とは、要支援1～2の介護予防サービス及び経過的要介護の介護サービスに係る給付費。

※給付費上昇率は、(今年度給付費/前年度給付費-1) × 100で算出。(%)



2. 介護給付等対象サービスの現状と量の見込み

(1) 施設サービス量の実績と見込み

施設サービスについては、施設数や過去のサービスの利用者数・利用量を考慮して見込んでいます。

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設及びについては、第8期計画よりも増加するものと見込んでいます。また、介護医療院については、令和6年度からの増床分を見込んでいます。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

第8期			第9期			令和12年度
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
49人	49人	49人	53人	53人	53人	53人

※人数は1月当たりの利用者数（以下の項目も同様）

② 介護老人保健施設

第8期			第9期			令和12年度
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
23人	25人	26人	27人	28人	27人	27人

③ 介護医療院

第8期			第9期			令和12年度
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
2人	1人	0人	10人	11人	11人	12人

(2) 居宅（介護予防）サービス量の実績と見込み

居宅サービスは、認定者数の変動に伴うサービス量も変化することを考慮しています。全体としては、地域の需要に伴い、第8期よりも給付費が増加すると見込んでいます。各サービスの利用日数・利用回数は、これまでの推移を考慮し見込んでいます。

① 訪問介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	36人 650.4回	37人 567.0回	37人 539.2回	42人 549.5回	42人 549.1回	44人 634.1回	45人 590.2回

※人数は1月当たりの利用者数、回（日）数は1月当たりの数（以下の項目も同様）

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	5人 16回	4人 16回	3人 19回	4人 16.4回	4人 16.4回	4人 16.4回	4人 16.4回
予防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	18人 137.3回	17人 151.6回	19人 194.3回	19人 248.4回	19人 248.4回	20人 260.1回	20人 260.1回
予防	3人	2人	3人	3人	4人	4人	5人

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	11人 118.3回	10人 87.7回	8人 59.6回	10人 81.7回	11人 86.2回	11人 86.2回	12人 86.2回
予防	5人	6人	6人	6人	7人	7人	7人

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	38人	38人	46人	52人	52人	52人	53人
予防	2人	2人	7人	6人	6人	6人	6人

⑥ 通所介護（デイサービス）

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	80人 900回	73人 742回	80人 853回	91人 1,036回	91人 1,036回	92人 1,046回	90人 1,032回

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	47人 395.2回	42人 338.8回	49人 398.2回	49人 388.5回	49人 388.5回	50人 397.9回	49人 387.0回
予防	20人	19人	20人	21人	21人	21人	22人

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	34人 563.2日	30人 527.0日	30人 394.9日	30人 413.5日	30人 413.5日	29人 403.7日	30人 419.4日
予防	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	2人 11.8日	2人 10.6日	3人 25.8日	2人 11.2日	2人 11.2日	2人 11.2日	2人 11.2日
予防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	89人	92人	101人	105人	105人	103人	100人
予防	27人	24人	19人	18人	18人	19人	17人

⑪ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	2人	1人	2人	1人	1人	1人	1人
予防	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	1人	1人	1人	1人	1人	1人	2人
予防	1人	1人	0人	1人	1人	1人	1人

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	7人	6人	7人	7人	8人	8人	9人
予防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	162人	153人	160人	169人	169人	167人	166人
予防	45人	39人	36人	35人	35人	34人	34人

(3) 地域密着型サービス量の実績と見込み

地域密着型サービスについては、これまでの要介護等認定者に占める地域密着型サービスの利用者数・利用量をもとにサービスの種類毎に見込んでいます。

① 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	13人	21人	24人	26人	26人	26人	28人
予防	3人	2人	1人	1人	1人	1人	1人

※人数は1月当たりの利用者数、回（日）数は1月当たりの数（以下の項目も同様）

② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	18人	17人	15人	15人	15人	15人	16人
予防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

③ 地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	2人	2人	1人	2人	2人	2人	2人
	32.6回	31.2回	19.8回	32.1回	32.1回	32.1回	32.1回

④ 夜間対応型訪問介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	6人	5人	4人	5人	5人	5人	5人

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	第8期			第9期			令和12年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護	12人	12人	11人	11人	11人	11人	11人

3. 介護給付費等の見込み

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
施設サービス				
介護老人福祉施設	168,993	169,207	169,656	169,207
介護老人保健施設	90,123	93,815	90,237	90,237
介護医療院	41,351	41,403	41,403	45,122
小計	300,467	304,425	301,296	304,566
居宅サービス				
訪問介護	20,523	20,551	23,495	22,166
訪問入浴介護	2,447	2,451	2,451	2,451
訪問看護	11,235	11,250	11,732	11,732
訪問リハビリテーション	2,893	3,049	3,049	3,049
居宅療養管理指導	3,943	3,948	3,961	4,001
通所介護	106,098	106,232	107,398	106,049
通所リハビリテーション	44,238	44,294	45,505	44,484
短期入所生活介護	40,108	40,158	39,300	40,825
短期入所療養介護（老健）	1,413	1,415	1,415	1,415
福祉用具貸与	15,090	15,090	14,744	14,316
特定福祉用具購入費	365	365	365	365
住宅改修費	1,087	1,087	1,447	2,534
特定施設入居者生活介護	16,235	19,819	19,819	22,349
居宅介護支援	31,562	31,602	31,269	31,290
小計	297,237	301,311	305,950	307,026
地域密着型サービス				
夜間対応型訪問介護	1,739	1,741	1,741	1,741
地域密着型通所介護	3,087	3,091	3,091	3,091
小規模多機能型居宅介護	74,354	74,448	74,448	79,655
認知症対応型共同生活介護	46,425	46,484	47,074	49,615
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	43,105	43,160	43,160	43,160
小計	168,710	168,924	169,514	177,262
介護給付費合計	766,414	774,660	776,760	788,854

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	693	712	712	1,050
介護予防訪問リハビリテーション	1,496	1,764	1,764	1,764
介護予防居宅療養管理指導	979	980	980	980
介護予防通所リハビリテーション	8,968	8,979	8,750	9,026
介護予防短期入所生活介護	1,421	1,423	1,423	1,423
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,002	1,002	1,063	940
特定介護予防福祉用具購入費	488	488	488	488
介護予防住宅改修	278	278	278	278
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	1,963	1,965	1,909	1,909
小計	17,288	17,591	17,367	17,858
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,156	1,157	1,157	1,157
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
小計	1,156	1,157	1,157	1,157
予防給付費合計	18,444	18,748	18,524	19,015
介護＋予防給付費計	784,858	793,408	795,284	807,869

4. 市町村特別給付事業

今後も増加する在宅介護者とその家族の支援のため、これまで実施してきた家族介護支援事業のおむつ支給事業を、地域支援事業の任意事業及び65歳以上の第1号被保険者介護保険料を財源とした市町村特別給付事業において支援を継続します。

市町村特別給付事業では、要介護認定を受けており、常時おむつが必要で、本人に住民税が課税されている方を対象に現物を支給します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費	231,000円	231,000円	231,000円
人数	6人	6人	6人

2 地域支援事業

1. 総合的な介護予防・日常生活支援総合事業の推進

要支援・要介護になることを予防し、できるだけ重症化を防ぐためには介護予防意識を高め、高齢者の状況に合わせた地域支援事業における効果的な取り組みが必要です。

そこで第9期では、町の分析により80歳ぐらいから介護保険認定者が増加する現状を踏まえて、令和6年度から開始となる後期高齢者を対象とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」と連動し、事業対象者の把握の徹底と早期介入に取り組みます。

また、地域での支え合いを含めた多様な生活支援の創出と、高齢者が健康的で生きがいを持ち、社会参加できる通いの場など、介護予防の充実を図っていきます。

(1) 訪問型サービス

①従前相当訪問介護サービス

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数	199	121	144	180	192	204

②訪問型サービスC（短期集中型サービス）

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (利用延件数)	3 (56)	1 (12)	1 (12)	3 (72)	3 (72)	3 (72)

③多様な訪問型サービス

住民主体による介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援をはじめ、一般介護予防事業を別主体が実施する場合の送迎があげられます。

今後、高齢者が運転免許の返納をすることで通院や買い物等に支援が必要な場合も考えられます。有償・無償のボランティア等による訪問型サービスBや介護予防・生活支援と一体的に行われる移動支援(訪問型サービスD)について、第9期計画では町民ニーズの把握を行い、ボランティア団体等など関係組織と検討していきます。

(2) 通所型サービス

①従前相当通所介護サービス

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数	385	221	216	300	312	324

②通所型サービスB(ボランティア等の住民主体による支援)

令和5年度から、住民主体のボランティア団体のにこにこメイトに委託をして「よれ

「ちゃ家」を開始しました。参加する高齢者のみならず、ボランティアに参加する高齢者の生きがいがつくりの場にもつながっています。

通所型サービスBは障害者や子ども、要支援者等も加わる形(共生型)で実施することも可能なことから、今後も地域包括支援センターや三川町ボランティア連絡協議会との連携を図るとともに、利用者拡大にむけての検討や内容の充実なども図っていきます。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数			40	44	44	44
利用延人数			950	1,100	1,100	1,100

③通所型サービスC (短期集中型サービス)

短期間集中的な生活機能の向上を目的に、通所リハビリテーション事業所ほのかへの委託において、引き続き専門職より運動向上に向けた運動を実施します。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(クール)	2	3	3	3	3	3
利用実人数 (利用延件数)	12 (120)	12 (193)	10 (230)	12 (250)	12 (250)	12 (250)

(3) その他生活支援サービス (栄養改善・見守りを目的とした配食サービス)

事業対象者と要支援者の中で、一人暮らし高齢者の見守りや低栄養の改善が必要な高齢者に対して、なの花荘に委託し見守りとともに行う配食を提供します。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (利用延日数)	7 (1,664)	4 (1,031)	5 (1,250)	6 (2,160)	6 (2,160)	6 (2,160)

(4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行う他、9つの居宅介護支援事業所に委託し、高齢者が地域において自立した日常生活が送れるよう連携を図っていきます。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数 (平均件数/月)	351 (29.3)	240 (20)	250 (20.8)	270 (22.5)	280 (23.4)	290 (24.2)

(5) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

多様な問題を抱え、また閉じこもりがちで健康状態を把握できていない高齢者等を介護予防に資する活動につなげる事業です。

第9期では、下記の関係者との連携に加え、「介護予防のための基本チェックリスト」を活用し訪問や相談による積極的な虚弱高齢者の把握に努めます。

- (1) 要介護認定および要支援認定の担当係との把握（介護支援係）
- (2) 訪問活動をしている保健部門との連携による把握（健康係）
- (3) 医療機関からの情報提供による把握
- (4) 民生児童委員等地域住民からの情報提供による把握（民生児童委員、地域ボランティア団体）
- (5) 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握（地域包括支援センター）
- (6) 特定健診、後期高齢者健康診査、高齢者保健事業の担当係との連携による把握（健康係）
- (7) 福祉部門との連携による把握（福祉係、社会福祉協議会、福祉員）

②介護予防研修会等

毎年、介護予防のテーマを設定し、専門職による講話と実技を交えた研修会を実施し介護予防知識の普及・啓発を図ります。

また、町民が健康づくりと介護予防のために自ら実践できるよう健康係や健康づくり自主グループと連携を図りながら「みかわ自立体力検定」のさらなる充実を図り、効果検証を評価できるよう努めます。さらに、町内会や団体に対しても検定が実施できるよう協力体制の検討を図ります。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防研修会 (参加人数)	1 (67)	1 (56)	1 (63)	1 (60)	1 (60)	1 (60)
みかわ自立体力検定 (参加人数)	1 (56)	2 (110)	2 (89)	2 (130)	2 (140)	2 (150)

③介護予防教室（社会福祉協議会に委託している事業）

楽しく貯筋塾では、短期集中型サービス終了後のフォローアップ支援と、各年代や体力に応じた運動により、生活自立と社会参加を維持、増進につなげます。

また、第8期まで実施していた「ふれあい広場」については見直しを図り廃止することとなりましたが、他の一般介護予防教室や通所型サービスBなどの参加など、周知方法の工夫と状態や年代に応じた効果的な事業展開を行っていきます。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
楽しく貯筋塾 (参加延人数)	10 (123)	10 (163)	12 (180)	12 (190)	12 (200)	12 (200)
筋トレ教室 (参加延人数)	68 (1,208)	96 (1,589)	96 (1,500)	96 (1,800)	96 (1,800)	96 (1,800)

④地域介護予防活動支援事業

いきいき100歳体操など、高齢者が積極的に社会参加できるよう地域活動の場づくりを進め、専門職を派遣するなど実施団体の支援を継続していきます。

また、令和6年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体化の取り組み」を開始します。担当係と連携し「通いの場」への医療専門職派遣などを通じてフレイル予防のためのポピュレーションアプローチと、低栄養や筋力低下等の状態に応じた個別保健指導の支援(ハイリスクアプローチ)に取り組めます。

ア) いきいき100歳体操

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	17	17	18	18	19	20
参加実人数 (参加延人数)	261 (5,660)	297 (6,791)	290 (6,800)	300 (7,000)	310 (7,200)	320 (7,400)

イ) いきいき100歳体操フォローアップ(専門職の活用)

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援回数	15	15	18	18	19	20

ウ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体化介入グループ

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援回数				1	2	3

⑤一般介護予防評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証と効果について検討し、必要時事業内容の見直しをしていきます。

2. 在宅医療・介護連携体制の推進

高齢者ができる限り住み慣れた場所で療養生活を続けていくためには、在宅における医療と介護が一体的に切れ目のない支援の強化とさらなる連携により、高齢者とその家族を支えていくことが必要です。

国の指針によると、在宅医療の体制構築に必要な項目を以下としています。

- (1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が必要な体制（退院時の支援）
- (2) 日常の療養支援が可能な体制（日常の療養支援）
- (3) 急変時の対応が可能な体制（急変時の対応）
- (4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制（看取り）

町では、これらに掲げる目標の達成に向けて、第8次山形県保健医療計画に位置付けられた「在宅医療の連携を担う拠点」と連携し、庄内地域全体の医療・介護の情報共有に努め、引き続き鶴岡地区医師会と鶴岡市立庄内病院に委託し、在宅医療・介護連携推進事業の推進を図っていきます。

さらに、町内の訪問診療と訪問看護のできる医療機関や介護保険サービス事業所、さらに障害者相談支援事業所等と連携し、隔年で研修会と在宅医療・介護をしている介護者等への専門職による相談会を実施します。

また、いきいき100歳体操やサロンなどの地域の通いの場を活用し、元気なうちから町民が在宅療養生活や※1 人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）、看取りについて理解を深めるための普及啓発を行います

一方で、医療・介護の関係間での迅速かつ適切で効率的な情報共有が求められています。庄内地域入退院ルールを活用し、医療と介護に切れ目ない支援ができるように努めるとともに、※2 Net4Uをはじめとする既存の連携ツールを用いた多職種ネットワークの推進を委託先と連携し、進めていきます。

※1 「人生会議」・・・もしもの時や人生の最終段階において、どこで、どのような医療・ケアを受けたいかを自分自身で前もって考え、家族など周囲の信頼する人達と共有しておくこと。

※2 「Net4U」・・・病院、診療所、看護介護など医療関連施設が、患者の情報を共有することができ、鶴岡地区の地域包括ケアに対応したヘルスケア、ソーシャルネットワークワーキングサービス。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
みかわの在宅医療・介護を知る研修会(参加人数)	1 (114)		1 (50)		1 (50)	
在宅医療・介護等相談会				2回		2回

3. 認知症施策の推進

令和5年6月に国の認知症施策の理念や方向性を示した「認知症基本法」が成立しました。この法律の目的は、認知症の人も含めた国民全体で共生社会を作ることであり、認知症の人が希望を持って暮らせる社会の実現を目指しています。また国が示した「認知症施策推進大綱」では、「共生」と「予防(発症を遅らせる意味での予防)」を基本とし、認知症本人と家族の視点を重視しながら、認知症になっても尊厳と希望を持って地域において日常生活を過ごせる社会の実現を目指しています。

高齢化の進展に伴い、町の認知症高齢者は今後もさらに増加していくものと見込まれます。

また、若年性認知症については、仕事や経済面などの高齢者とは異なる問題も抱えることとなります。認知症に対する理解が十分でない家族の悩みや負担も大きいことを踏まえ、さらなる啓発を図るとともに、認知症になっても地域で暮らしていくことができる地域づくりが必要です。

第9期では認知症への理解を深めるための啓発を強化し、認知症本人と家族の意見を踏まえて取り組みを実施できるよう認知症施策の充実を図っていきます。

(1) 認知症初期集中支援推進事業 (認知症総合支援事業)

認知症地域支援推進員と連携し相談体制の充実を図るとともに、認知症の早期診断、早期対応のため早期の段階から適切な支援につなげる「認知症初期集中支援チーム」の活用を促進していきます。

また、専門的な診断を行う機関である「認知症疾患医療センター」の活用について、周知を図ります。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1	1	1	1	1	2

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業 (認知症総合支援事業)

認知症に対する正しい普及を図ることから、医療や介護分野の関係機関のみならず、次世代を担う子ども達や働く世代の方々からも認知症への理解が得られるよう、教育分野や企業等にも働きかけていきます。

令和5年度から開始している認知症ケアパス(認知症の方のためのガイドブック)を活用した認知症と家族のための相談会「ほっとオレンジ相談デー」を継続し、認知症の方の声を施策につなげていけるようにします。

また、認知症キャラバンメイト(にこにこメイト)に委託し、認知症カフェ(にこにこカフェ)や認知症サポーター養成講座などの充実を図るとともに、町内会など身近な地域拠点で本人や家族の意見を聞きながら、気軽に参加できるコミュニティカフェ(にこにこ出前カフェ)が実施できるよう支援を行います。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ほっとオレンジ相談 デー回数(利用者数)			7 (7)	12 (12)	12 (12)	12 (12)

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ (参加人数)	4 (191)	3 (150)	3 (150)	12 (120)	12 (120)	12 (120)
コミュニティカフェ (参加人数)	3 (62)	4 (65)	4 (100)	2 (60)	2 (60)	2 (60)
認知症地域支援推進 員講話(回数)			4 (100)	5 (120)	5 (120)	5 (120)

(3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業(認知症総合支援事業)

国では目標として、令和7年までに全市町で本人と家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐしくみ(チームオレンジなど)の整備をすることとしています。

そこで町は、認知症地域支援推進員を「オレンジコーディネーター」とし、認知症高齢者等の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターなどの支援者をつなぐしくみ「三川チームオレンジ」の立ち上げに支援します。

また、引き続き町民向けの講演会や認知症サポーター養成講座をとおして認知症を支える地域づくりへの啓発に努めます。

①研修会(認知症総合支援事業)

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症にやさしいまち づくり研修会等 (参加人数)	1 (54)		1 (46)		1 (60)	
サポーターの ための研修等			2 (20)	1 (30)	1 (30)	1 (30)

②認知症地域支援推進員による地域出前講話(認知症総合支援事業)

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (受講者延数)			4 (81)	5 (150)	5 (150)	5 (150)

③認知症サポーター養成講座 (任意事業)

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (受講者延数)	5 (129)	1 (31)	3 (75)	3 (90)	4 (120)	5 (150)

(4) 認知症高齢者見守り支援事業 (任意事業)

重度の認知症高齢者等の家族に対して、徘徊などで行方不明になった場合、登録し警察署との連携により早期発見できる「無事おかえり事業」を周知していきます。合わせて令和5年度より開始した「徘徊高齢者見守りシール交付事業(どこシル伝言板)」の利用促進と町民に対しての理解と周知を図るための啓発活動を実施します。

さらに在宅で認知症高齢者本人の見守りや介護している家族の相談等を担う「認知症見守り支援員」として、認知症キャラバンメイトによる訪問活動を実施します。

①無事おかえり事業

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録数	9	6	10	11	12	13
新規登録者	3	2	4	1	1	1

②徘徊高齢者見守りシール交付事業

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録数			1	2	3	4
新規登録者			1	1	1	1

③認知症見守り支援事業

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問件数(延べ数)	3	2	2	2	3	4

4. 高齢者権利擁護の推進

高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において、迅速かつ多面的な支援を行うために、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、医療機関等で構成された保健医療福祉サービス介入支援ネットワークに加え、警察や保健所、弁護士等で構成された関係専門機関介入支援ネットワークとの連携体制の強化が求められています。

町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「三川町高齢者虐待防止連絡協議会」において各関係機関とのネットワークの強化に努めながら町民からの相談や通報先として地域包括支援センターの積極的な活用を周知していきます。

また、通報や相談より虐待を把握した場合には「三川町高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき、速やかに事実確認を行い、適切な対応を行います。

近年、高齢者を狙った悪徳商法やインターネットを介した消費者トラブルも大きな社会問題になっており、高齢者自身が正しい知識と情報を持ち、被害防止のための意識を高めることが大切です。希望のあった町内会、高齢者団体等には、県の消費生活センターの出前講座などを活用して啓発活動に努めます。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待防止連絡協議会	1	1	1	1	1	1
対応実件数	7	6	6	7	7	7
研修会 (参加人数)		1 (29)		1 (60)		1 (60)
広報	1	-	1	-	1	-

5. 地域支え合いの体制づくり（生活支援体制整備）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、見守りや安否確認などの声かけ、買い物や除雪など、地域の中でちょっとした生活支援が行われるためには「地域支え合い」の意識の醸成が必要です。

そのため、町では生活支援コーディネーターを引き続き配置し、社会福祉協議会と連携しながら、地域住民が主体となって、高齢者の生活や通いの場を活発にしていけるための講座や地域づくりを考える研修会を開催していきます。

また、計画的に町内会でのワークショップを開催し、高齢者を取り巻く地域課題把握を行い、地域の支え合いのしくみづくりに取り組む町内会を支援していきます。

特に、地域の担い手の発掘、支援は喫緊の課題となっているため、生活支援体制整備協議体(支え合いのまちみかわ会議)との意見交換に加え、社会福祉協議会とともに地域において住民が多様なボランティアに取り組むことができるよう支え合いの創出、体制整備に努めます。

(1) 生活支援体制整備事業

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援体制整備協議体会議	2	2	2	2	2	2

ワークショップ・住民支援会議等	2	1	3	1 (1 か所)	2 (2 か所)	4 (2 か所)
研修会・担い手養成講座(参加人数)	-	5 (49)	3 (46)	2 (40)	3 (70)	2 (40)

6. 家族介護者の負担の軽減支援

社会情勢の変化、高齢化等により家族の就労や老老介護など、介護に関する問題は多様で複雑化している状況の中、個々の家庭の状況に応じた在宅医療と介護が必要となっています。

また、全国の統計によると、家族介護の負担増加から高齢者虐待につながりかねないケースも増えていくことが懸念されます。

さらに、認知症の増加で介護者の負担も大きいことから、介護方法や居宅系サービスを適切に利用することへの相談支援も重要です。

そこで、介護に関する知識の普及やその家庭にあった介護サービスの提供ができるよう「介護家族者ほっとカフェ」を継続し、町内の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所にいる関係専門職種(医師、看護師、薬剤師、保健師、介護支援専門員、栄養士)などの専門職の協力を得ながら、介護や医療に関する情報提供や相談の機会となるよう体制を整備します。

第9期の家族介護用品支給事業(オムツ支給)については、物価高騰に配慮する観点から引き続き介護者の経済的負担の軽減を図っていくとともに、市町村特別給付事業への計画的な移行に取り組みます。

家族介護者交流会 (にこにこ介護者ほっとカフェ)

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (参加人数)	1 (16)	2 (39)	1 (25)	2 (40)	2 (40)	2 (40)

7. 包括的支援事業(包括的・継続的支援業務)

介護支援専門員や主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設との連携など、地域における多職種相互の協働により、高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援できる連携体制を図り、個々の介護支援専門員への支援を行っていきます。

介護支援専門員連絡会で研修を継続し、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、情報交換の場として介護支援専門員相互のネットワークの強化に努めます。

今後も高齢者や障害者、その家族等の地域生活をよりよい支援に向け、地域包括ケアシステム構築を推進していくための会議として実施していきます。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立型地域ケア会議 (検討件数)	3 (6)	3 (6)	3 (6)	3 (6)	3 (6)	3 (6)
介護支援専門員連絡会	3	3	3	3	3	3
地域ケア推進会議	1	1	1	1	1	1

8. 地域包括支援センターの運営と機能強化

三川町地域包括支援センターは「直営型」として高齢者はもとより、障害者や生活困窮者などの複雑多様な家庭にも包括的に対応できるよう、令和5年度より社会福祉士を配置し、保健師を一部業務に増員するなど人員と専門職の体制整備を図り、センターの機能強化に努めています。

今後ますます、高齢者の増加や複雑多岐にわたる相談内容、さらに高齢者虐待対応や成年後見制度など、地域包括支援センターの総合相談支援業務の役割が大きくなっていくことが予想されるため、直営型の強みとして健康福祉課との円滑な情報共有を図りながら、迅速かつ質の高い相談業務の向上に努めます。

また、福祉員や民生児童委員などの地域のネットワークを活用し、見守りの必要な高齢者や介護保険につながっていない虚弱高齢者等の情報収集に努めるとともに、高齢者とその家族にとって相談しやすい支援体制整備に努めていきます。

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数等	1,149	1,269	1,300	1,300	1,350	1,400

地域包括支援センターがその機能を適切に発揮していくために「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」により、町と地域包括支援センターは事業と業務の進捗について評価することとされています。

そのことを踏まえ、地域包括支援センター運営協議会において評価結果を報告し、組織体制や業務の重点化、効率化を検討し、センター機能の強化を進めていきます。

《 第9期計画の地域支援事業費の推移(見込み費用額) 》

◎地域支援事業費の推移

(単位:千円)

事業名		年度					
		令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込	令和 6 年度 計画	令和 7 年度 計画	令和 8 年度 計画
介護予防・日常生活総合支援事業	訪問介護相当サービス	3,114	1,681	1,696	2,580	2,752	2,924
	訪問型サービスB						
	訪問型サービスC	231	50	91	432	432	432
	通所介護相当サービス	8,981	5,362	4,606	7,200	7,488	7,776
	通所型サービスB			1,190	990	990	990
	通所型サービスC	508	816	770	1,296	1,296	1,296
	その他生活支援サービス	183	114	139	324	324	324
	介護予防マネジメント	1,689	1,105	1,319	1,760	1,760	1,760
	一般介護予防	1,275	1,684	1,256	1,198	1,149	1,155
	審査支払手数料	67	41	39	53	53	53
	高額介護予防サービス費相当事業	101	13	30	108	108	108
	①介護予防・生活支援総合事業計	16,149	10,866	11,136	15,941	16,352	16,818
支援事業 包括的	②地域包括支援センターの運営	12,654	11,607	12,262	14,013	13,983	14,013
任意事業	介護給付等費用適正化事業	11	11	11	11	11	11
	家族介護支援事業	1,825	1,732	2,255	2,400	2,400	2,400
	その他事業	298	540	622	219	219	219
	③任意事業計	2,134	2,283	2,888	2,630	2,630	2,630
④在宅医療・介護連携推進事業		1,835	1,800	1,833	2,308	2,000	2,030
⑤生活支援サービス整備事業		2,409	2,455	2,553	3,138	3,154	3,138
⑥認知症総合支援事業		577	665	664	894	924	894
⑦地域ケア会議推進事業		50	50	50	50	50	50
地域支援事業総事業費合計①～⑦		35,808	29,726	31,386	38,974	39,093	39,573

3 介護保険事業費の見込額と介護保険料

1. 標準給付費の見込み

第9期は団塊の世代が全て75歳を迎え、後期高齢者が増加していくことから、医療と介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護認定者が増加していくことが見込まれる“計画期間”となります。

第8期の実績を踏まえて推計した結果、第9期は要介護認定者数の増加に伴い、給付費も緩やかに増加する見込みとなります。

以上を踏まえた第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）における保険給付・地域支援事業費を推計し、介護保険事業に要する費用を算定しています。

(1) 標準給付費・地域支援事業費の見込額

①標準給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	総額
総給付費	784,858	793,408	795,284	2,373,550
特定入所者介護サービス費給付額	32,574	33,619	34,238	100,431
高額介護サービス費給付額	14,036	14,489	14,755	43,280
高額医療合算介護サービス費給付額	1,616	1,666	1,697	4,979
算定対象審査支払手数料	678	698	711	2,087
合計（標準給付費見込額）	833,762	843,880	846,685	2,524,327

②地域支援事業費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	総額
介護予防・日常生活支援総合事業	15,941	16,352	16,818	49,111
包括的支援事業・任意事業	16,643	16,613	16,643	49,899
包括的支援事業（社会保障充実事業）	6,390	6,128	6,112	18,630
合計（地域支援事業費）	38,974	39,093	39,573	117,640

2. 第1号被保険者の保険料

(1) 保険料基準額の算定

介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画に定める介護サービスの見込量に基づいて算定した保険給付に要する額等を踏まえ設定します。

これにより算定した第1号被保険者の保険料基準額は月額6,100円（年額73,200円）です。

介護保険料上昇の主な要因としては、高齢化の進展による要介護等認定者数の増加や介護サービス利用料の増加などによるものです。一方、第8期期間までに積み立てた介護給付費準備基金を取り崩すことで保険料の負担の軽減を図り、保険料基準額は第8期計画期間と同額になります。

(単位：千円)

令和6～8年度の標準給付費見込額	2,524,327	
令和6～8年度の地域支援事業費	117,640	
合 計	2,641,967	(A)

① 第1号被保険者負担分相当額	607,652	保険料分 総費用額 (A) の23%
② 調整交付金相当額	128,672	
③ 調整交付金見込額	177,237	

④ 財政安定化基金償還金	0	
⑤ 財政安定化基金拠出金見込額	0	
⑥ 市町村特別給付費	693	

⑦ 保険者機能強化推進交付金等見込額	5,949	
⑧ 介護給付費準備基金取崩見込額	14,400	

保険料収納必要額	539,431 千円	① - (③ - ②) + ④ + ⑤ + ⑥ - ⑦ - ⑧
÷ 予定保険料収納率	98.6%	
÷ 補正後被保険者数	7,474 人	令和6～8年度の所得段階別加入割合による補正後被保険者数
保険料基準額（年見込額）	73,200 円	

なお、認定者数やサービス利用が本計画どおり推移した場合、令和12年度の保険料は月額7,127円（年額85,524円）程度になるものと見込まれます。

(2) 段階別保険料

高齢化に伴う介護費用の増加を見据え、所得に応じた保険料負担の仕組みが強化され、低所得者の保険料上昇を抑制するため、第9期より保険料段階が細分化されます。

所得段階	住民税	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	世帯 非課税	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者の方 ・課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.455 (※0.285)	33,306円 (※20,862円)
第2段階		・課税年金収入額と所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 ×0.685 (※0.485)	50,142円 (※35,502円)
第3段階		・課税年金収入額と所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.69 (※0.685)	50,508円 (※50,142円)
第4段階	本人 非課税	・課税年金収入金額と所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	65,880円
第5段階		・課税年金収入金額と所得金額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.0	73,200円 (月額6,100円)
第6段階	本人 課税	・合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	87,840円
第7段階		・合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	95,160円
第8段階		・合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	109,800円
第9段階		・合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	124,440円
第10段階		・合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	139,080円
第11段階		・合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	153,720円
第12段階		・合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	168,360円
第13段階		・合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	175,680円

※第1～3段階の方については、介護保険法の改正により消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられ、保険料率の軽減が行われています。軽減後の介護保険料は（ ）の金額となります。

4 保健福祉事業

健康寿命の延伸をめざし生活習慣病の予防や疾病管理、こころの健康づくりなど、高齢期をいきいきと心豊かに過ごすための健康づくり事業を展開しています。

各種がん検診やその他の健診事業をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導を対象や目的に応じた内容で実施し、高齢期を心身ともに健康で活力ある生活が送れるよう支援していきます。

(1) 健康教育・健康相談

- ① 死亡原因の第1位を占めてきた「がん」については、がん予防のための生活習慣の普及啓発、がん緩和ケアの理解への周知に努めます。
- ② 増加している糖尿病対策として、個別栄養相談や健康教室などを開催し、食生活の改善や運動習慣の定着など、糖尿病予防のための生活習慣の普及に努めます。さらに糖尿病重症化防止のために、医療機関との連携により個別の状況に合わせた訪問栄養指導を行い、高齢者の健康管理と適正受診につなげます。
- ③ 健診結果相談会や町内会の健康体力づくり事業、老人クラブの健康づくり教室等を通して、高齢世代の健康課題についての健康教育等を実施していきます。
特に、食生活改善推進協議会や保健委員協議会など、町の健康づくり推進に関わる組織団体の協力を得ながら啓発に努めていきます。
- ④ 禁煙・受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の施行により公共施設の受動喫煙防止が図られ、町内会の公民館も施設内禁煙、または敷地内禁煙になりましたが今後も啓発を継続するとともに、高齢世代においても禁煙希望者に対する支援と受動喫煙防止への啓発を図っていきます。
- ⑤ みかわマイレージチャレンジ事業により、高齢者の体組成測定や研修会等への参加を通して健康管理意識を高めるとともに、閉じこもり予防や健康づくりへの積極的な実践に取り組めるよう事業の推進を図っていきます。

(2) 生活習慣病等の早期発見、早期治療のための各種健診事業

- ① 特定健診等実施計画（第4期）及び国保保健事業計画（第3期）に基づき、40歳から74歳の国保険被保険者を対象に特定健診、特定保健指導を実施し、健診結果を通して、受診者が健康な生活習慣の実践に取り組めるよう、個別の状況に合わせた保健指導を実施していきます。
- ② 75歳以上の後期高齢者の健康診査については、山形県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて実施し、生活習慣病の早期発見を図るとともに、健康管理や適切な治療につなげます。
- ③ 休日がん検診やセット健診など、受診しやすい環境整備を図ることで、がん検診受診率の向上をめざし、未受診者への働きかけを行います。また、各種がん検診の要精検者については受診勧奨を徹底し、早期発見、早期治療に努めます。
- ④ 骨粗しょう症検診・歯周疾患検診・肝炎ウイルス検査は、対象者が適切に受診し、

検診結果を生活習慣に活用することができるよう、受診案内や受診勧奨を強化するとともに、事後指導等に努めます。

⑤ 各種健診結果については、健康管理システムによりデータを管理し、要指導者や要精検者の事後指導や、健診未受診者の把握や受診勧奨、相談指導や予防教室等に広く活用し、町民の健康管理の充実により一層努めます。

(3) 訪問指導

健康診査の結果や慢性疾患等で保健指導が必要な高齢者に対し、生活習慣病の予防や適切な健康管理で悪化防止につなげるため、対象に応じた訪問指導に努めます。

また、多受診者、重複受診者については、国保係との連携を図りながら、適正受診につながるよう訪問指導を行います。

さらに、健康課題を抱える一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症やアルコール等に係る困難な事例については、地域包括支援センターをはじめ、保健・医療・福祉関係機関と連携し、適切に支援できるよう対応していきます。

(4) こころの健康づくり・自殺対策事業

個別ケースに応じて保健・医療・福祉関係機関等との連携を図りながらきめ細かな支援に努めます。

うつ病予防や自殺対策への理解を高めるよう普及啓発を行うとともに、家庭や地域においても自殺予防につながるよう関係組織と連携しながら研修会などの開催を検討します。

(5) 予防接種

高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌の予防接種について、対象者への接種案内、情報提供を適切に実施するとともに、医師会・医療機関・福祉施設等と連携を図りながら適正接種の推進に努めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の新たな実施については、国の方針等に沿って実施体制の整備を図り、医師会等関係機関の協力を得ながら取り組みます。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

法改正により、高齢者に対し運動・口腔・栄養・社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実施が進められており、三川町では令和6年度から開始することとなりました。後期高齢者医療広域連合をはじめ保健・介護・地域包括支援センター等の関係部署が連携し、高齢者のフレイル状態の把握とともに、適切な医療サービス等につなげるなど、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

2. 生活支援・在宅介護支援事業

(1) 生活支援事業

①緊急通報システム事業

おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯等の急病や事故、その他の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため緊急通報システム機器を貸与し、当該高齢者等の自宅における生活の継続を支援します。

②寝具洗濯乾燥等サービス事業

寝具類の衛生管理が困難な一人暮らし高齢者や在宅の要介護高齢者等を対象に、使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒等のサービスを提供することにより、衛生的で快適な生活を送ることができるよう支援します。

③除雪・雪下ろしに対する支援

社会福祉協議会と連携して、自力での除雪作業が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に実施する除雪活動の支援を行います。

④包括的な支援体制づくりの推進

生活の多様化、核家族化など、地域社会の希薄化が急速に進む中、8050問題や介護と育児のダブルケアなど、一つの世帯に複数の課題が存在している状態をはじめ、地域住民が抱える課題は複雑化、複合化してきており、これまでのような専門分野に特化した縦割り型の支援体制では、複雑にからみあう課題への対応が困難な状況になっています。

これらの課題に対応するため、令和3年4月に包括的な支援体制を構築するための『重層的支援体制整備事業』が社会福祉法で定められています。具体的には、介護、障害、子ども、困窮の支援体制を一体化し『縦割り』から『まるごと』への転換を図り、課題解決に向けた包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。本町においても『重層的支援体制整備事業』を活用するなど、関係各課等と連携しながら、包括的な支援体制づくりを目指していきます。

⑤避難行動要支援者対策

地震や台風などの災害時や、その恐れのある時に、ひとりで避難することが難しい方（避難行動要支援者）を地域で支援していくための体制づくりを推進します。

支援を希望する方を『避難行動要支援者名簿』に掲載し、その情報をあらかじめ支援者（自主防災会・民生委員・警察・消防）に提供することで、日頃の見守りや災害時の避難支援などに役立てます。

(2) 在宅介護支援事業

①通院等支援サービス事業

自宅と医療機関等との間を移動する場合において、一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、車いす昇降用リフト車等の専用の移送車輛によるサービスを提供し、通院等の便宜を図ります。

②寝たきり者等介護人手当支給事業

居宅において寝たきり者等を介護している介護人に対し、手当を支給し、精神的、かつ経済的な負担を軽減するよう支援をしていきます。

5 成年後見制度利用促進事業

1. 権利擁護支援の推進

背景と現状

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

今後、高齢者人口の増加や一人暮らし高齢者等の増加に伴い、認知症高齢者の他、身寄りのない高齢者の増加が予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

一方、認知症高齢者や独居高齢者の権利擁護支援については、年々相談は増えているものの、担当者が個別ケースごとに適宜対応している状況にあります。また、成年後見制度の利用促進を組織的かつ計画的に遂行していくための体制は整備されていないため、本町における成年後見制度の認知度は十分とはいえない状況にあります。

山形家庭裁判所における後見制度利用者の住所地(三川町) ※各年9月30日時点の数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見	7	9	9
保佐	0	0	1
補助	0	0	0
任意後見	0	0	0
合計	7	9	10

町長申立て件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町長申立て件数	0	1	1
後見人等職種(内訳)		司法書士1	申立て中

日常生活自立支援事業とは、判断能力が少し低下した方が、その判断に不安がある場合などに社会福祉協議会と契約して利用するサービスで、福祉サービスの利用援助や書類預かり、日常金銭管理などを行うものです。

三川町社会福祉協議会で支援している件数は年々増加傾向にあります。

日常生活自立支援事業利用件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	7	8	8
障害(内訳)	認知症 1 知的 2 精神 2 その他 2	認知症 1 知的 3 精神 2 その他 2	認知症 1 知的 3 精神 2 その他 2

計画の位置づけ

国では、平成28年度に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を制定し、第14条第1項において、制度の利用促進に関する計画策定を市町村に求めています。

そのため、町では国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、令和8年度に策定予定の「三川町地域福祉計画(第5期)」と一体的に計画を位置付けていく予定です。その間、高齢者保健福祉計画(第9期)においても、高齢者の権利擁護の推進に関する地域連携ネットワーク、中核機関の整備および取り組みを計画として明記し推進していきます。

施策の柱と具体的な取り組み

①高齢者の権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

- ア. 三川町健康福祉課にある三川町地域包括支援センターを中核機関に位置づけ、相談支援や広報活動を行うとともに、イに掲げる協議会の運営や地域連携ネットワークの整備に取り組みます。
- イ. 町に成年後見制度利用促進協議会を設置し、関係機関との連携強化を図ります。
- ウ. 権利擁護支援チームの形成に向けて、高齢者と障がい者支援関係者が法律・福祉の専門職による助言を受けられる体制を整備します。

②町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ア. 成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族等による申立てが見込めない場合には町長申立てにすみやかにつなげます。また、同制度利用以外にも必要な支援があった場合は社会福祉協議会などの関係機関につなぐなど、早期対応支援を行います。
- イ. 国による成年後見制度や報酬助成事業を考慮し、町の必要な制度改善に取り組みます。

③町民への周知と担い手の確保

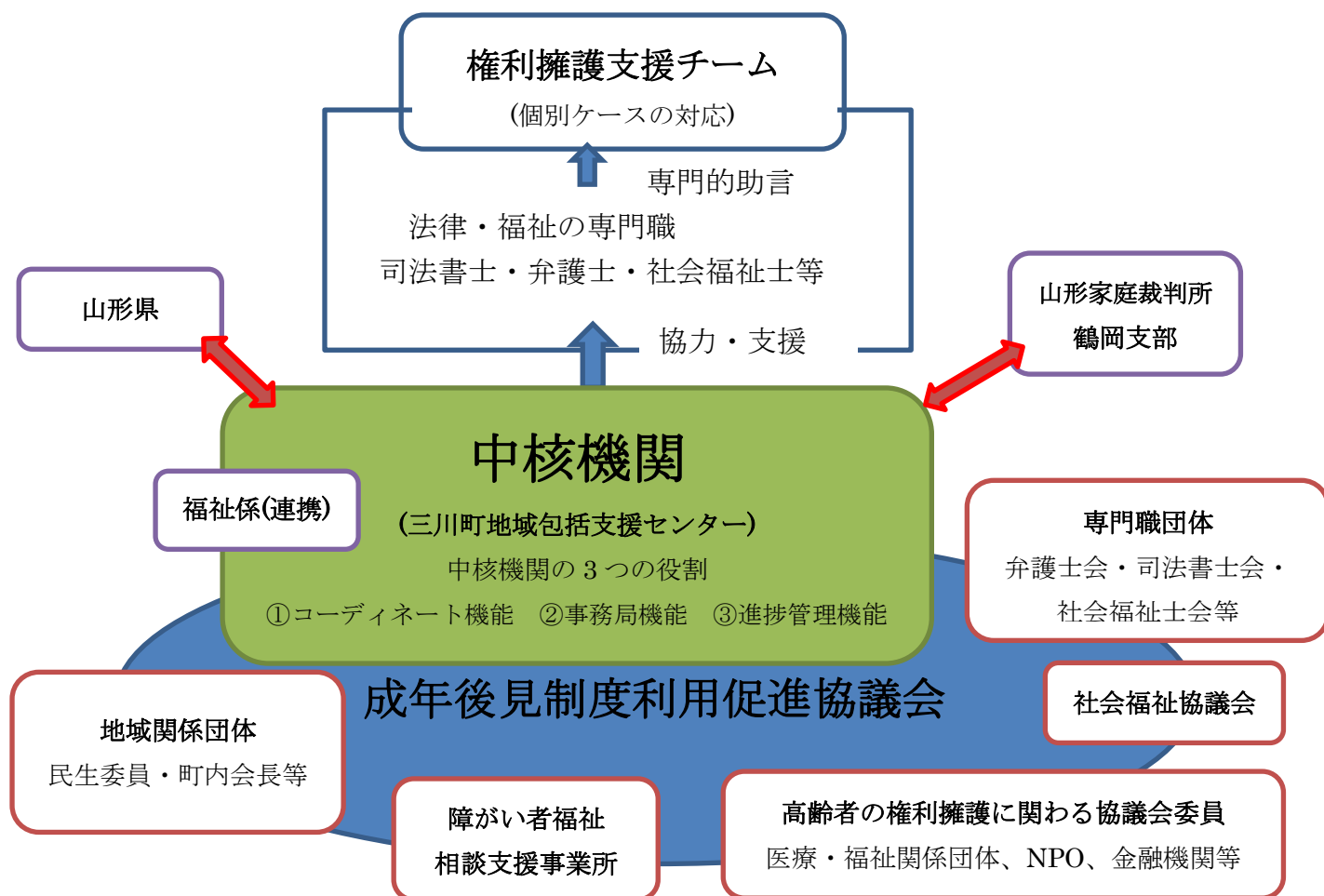
ア. 広報・周知

町民の成年後見制度への理解を向上させ、利用が円滑に進むよう、関係機関と連携しパンフレットの配付や研修会を開催するなど普及啓発を行います。

イ. 担い手の確保

地域住民が「市民後見人」として支援活動をする体制づくりの必要性を検討していきます。

三川町地域連携ネットワークのイメージ図



成年後見制度利用促進事業に係る取り組み計画

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中核機関の設置		○		
協議会の設置(立ち上げ) 協議会設置規程の設定		○		
成年後見人制度利用促進事業の関連計画の策定(記載)	・介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(第9期) ・障害福祉計画(第7期)		障害者計画(第6期)	地域福祉計画(第5期)
町民への啓発普及		○	○	○
町民への研修会の開催		○		○
制度等の改善に向けた検討(町の要綱改正)		○		

VII

高齢者保健福祉サービスを 円滑に提供するための環境整備

1 地域生活支援体制の整備

1. 関係機関・団体との連携

(1) 保健医療等関係機関・保健関係組織団体との連携

①保健医療等関係機関

人口減少と高齢化が進むなか、適切な医療の確保は重要な課題です。医師の高齢化や医師不足、医療提供体制の課題等の実態をふまえ、鶴岡地区医師会、歯科医師会、保健所、その他関係機関の協力を得ながら、公衆衛生の推進、地域医療の充実を図ります。

また、鶴岡市、三川町、鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会、荘内病院、協立病院で構成する「南庄内緩和ケア推進協議会」の運営委員として、医療・介護・福祉の連携、在宅医療の推進に向けた取り組みを継続していきます。

②保健委員協議会

保健委員は研修により町の健康課題や疾病予防への知識の習得を図り、健診や町内会健康まつり、みかわマイチャレ事業等において、町民の健康づくり活動の担い手として活躍しています。

また、地域で健康課題を抱える高齢者等の把握に努め、町に報告する役割を担っており、今後も地域と町の健康づくりのパイプ役として、一人暮らし高齢者等への見守りの意識が高まるよう支援していくとともに、活動に必要な知識や情報提供を行う等一層の連携を図っていきます。

③食生活改善推進協議会

食生活改善推進協議会は地域において食生活改善の推進により、町民の生活習慣病予防や健康づくりを広めるボランティア団体として活動しています。

高齢者にとって食生活は、健康寿命延伸に重要な要素です。栄養バランスや減塩等、地域での活動を継続していくとともに、高齢者への食をとおした介護予防の取り組みとして、「低栄養」や「認知症予防」などの活動が展開できるよう支援していきます。

(2) 福祉関係団体との連携

① 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域に密着して活動してきた経験や民間組織としての機動性・柔軟性を活かしながら、地域福祉のネットワークの中心的機関として、その役割が期待されています。県や近隣市町の社会福祉協議会、関係団体等との連携のもと、住民のボランティア活動への積極的な参加を促し、福祉団体や地域の見守りとしてのサロン活動への支援、各種在宅福祉サービス等の推進を図ります。

また、住民福祉に最も身近な窓口として、地域での生活支援に向けた相談など、

地域の人々が安心して生活するために必要な様々な活動を行います。

②民生児童委員協議会

民生委員・児童委員は、福祉サービスの周知・普及とともに、地域住民の身近な相談役として活動するなど、高齢者福祉施策において、大きな役割を担っています。

多様化・高度化する福祉ニーズにきめ細かく対応するためにも、住民の視点に立った見守りや支え合いのネットワークを構築することが重要であることから、民生児童委員協議会を中心として関係機関等との連携を深めていきます。

③老人クラブ連合会

健康寿命の延伸とともに元気な高齢者が増えてきており、高齢者は、これまでのような支えられる側だけではなく、地域活動の担い手としても大きな期待が寄せられるようになってきています。

そのようなことから、町内の老人クラブ活動が活発に展開されるよう、その活動に対する支援の充実を図り、生きがいきづくりやボランティア活動など、介護予防や地域における見守り・支え合い活動の活発化に向けて支援していきます。

④民間団体等

多様化する高齢者のニーズに素早く柔軟に対応できるよう、社会福祉に関する活動を担う民間団体等との意見交換等を通じて、新たな福祉サービスの展開につなげます。

また、自主的・主体的に活動に取り組んでいる団体等に対しては、その活動に必要な情報の提供を行うとともに、一層の連携を図ります。

2. 福祉施設の活用

(1) 社会福祉センター

社会福祉センターは、町の福祉活動や高齢者の社会参加、生きがいきづくり、ボランティア等の育成など、福祉サービスを提供する機能とともに、その事業の拠点として非常に重要な役割を担っています。

また、施設としては、各種保健事業の実施拠点であると同時に、関係団体の活動拠点として、高い頻度で利用されていることから、今後も多様化するニーズに応えられるよう、施設機能の充実に努めます。

2 高齢者の積極的な社会参加

1. 老人クラブ活動の支援等

町内の単位老人クラブは減少傾向にあるものの、地域に根差した社会参加活動や生きがいがづくり活動を展開しており、会員相互の交流や地域社会への奉仕活動などを展開しています。

さらに、健康意識の高まりにあわせて、健康増進活動や生涯学習活動などへの関心も高まっていることから、今後も高齢者の社会参加を促す重要な活動として捉え、その自主的な活動を支援していきます。

2. 高齢者の生きがいがづくりの推進

生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等の機会を提供するとともに、子どもたちとのふれあい活動を通じた世代間交流を通じて、高齢者の生きがいがづくりを促進します。

3. シルバー人材センターの活動

シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある高齢者の生きがいと社会参加の一つとして、就労の機会を提供しています。

今後も会員数の充実を図りながら、高齢者が長年培ってきた経験を生かし、社会の一員として生きがいを感じられる就労の場が、継続的に確保されるよう支援します。

4. ボランティア活動、地域活動への参加

高齢者の配食サービスなどのボランティア活動や町内会事業への参加を促すとともに、福祉分野のみならず、幅広い分野での人材の発掘に努め、地域活動の組織的・積極的な活動を推進します。

VIII

策 定 体 制 等

三川町高齢者保健福祉計画（第9期）及び三川町介護保険事業計画（第9期）の策定までの経過【令和3年度から令和5年度までの3ヵ年】

《令和3年度》

- 令和3年 8月11日 第1回高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会
・保健、福祉、介護保険事業の実施状況等について
- 令和4年 1月27日 第2回高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会
・保健、福祉、介護保険事業の実施状況等について

《令和4年度》

- 令和4年 8月25日 第1回高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会
・保健、福祉、介護保険事業の実施状況等について
- 令和5年 2月 2日 第2回高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会
・保健、福祉、介護保険事業の実施状況等について

《令和5年度》

- 令和5年 8月24日 第1回高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会
・保健、福祉、介護保険事業の実施状況等について
・第9期計画の考え方について
- 令和5年10月19日 第2回高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会
・第8期計画における保健福祉事業の評価について
・第8期計画における地域支援事業の評価について
・第9期計画における介護サービス見込み量等について
- 令和5年12月21日 第3回高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会
・三川町高齢者保健福祉計画（第9期）及び三川町介護保険事業計画（第9期）（素案）について
- 令和6年 1月15日 三川町高齢者保健福祉計画（第9期）及び三川町介護保険事業計画（第9期）（案）意見公募
～ 2月 5日
- 令和6年 1月22日 町議会全員協議会
・三川町高齢者保健福祉計画（第9期）及び三川町介護保険事業計画（第9期）（案）について
- 令和6年 2月19日 第4回高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会
・三川町高齢者保健福祉計画（第9期）及び三川町介護保険事業計画（第9期）（案）について

三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会委員名簿

(任期：令和4年4月1日～)

役職	所 属 等	氏 名	選 出 区 分
	町民生児童委員協議会会長	上 野 千 晶	民生児童委員
職務代理	町老人クラブ連合会副会長	石 川 昭 廣	保健福祉関係団体の代表
	町保健委員協議会会長	工 藤 陽 子	保健福祉関係団体の代表
	町ボランティア連絡協議会会長	小 林 智 子	保健福祉関係団体の代表
	町食生活改善推進協議会副会長	五 十 嵐 英 子	保健福祉関係団体の代表
	庄内総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課長	菅 原 貴 久 磨	山形県保健福祉関係機関の職員
	被保険者代表（横山地区）	坂 晃	被保険者
	被保険者代表（東郷地区）	五 十 嵐 喜 恵 子	被保険者
	被保険者代表（押切地区）	田 中 文 子	被保険者
	医師	錦 織 靖	識見を有する者
	歯科医師	佐 藤 完 治	識見を有する者
	町町内会長連絡協議会副会長	加 藤 一 男	識見を有する者
	社会福祉法人けやきなの花荘施設長	本 多 一 明	識見を有する者
委員 長	副 町 長	石 川 稔	町の職員及び執行機関の委員

【前委員】

役職	所 属 等	氏 名	選 出 区 分
	町ボランティア連絡協議会会長	菅 原 信 弥	保健福祉関係団体の代表
	庄内総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課長	相 田 健 治	山形県保健福祉関係機関の職員
	庄内総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課長	佐 久 間 一 徳	山形県保健福祉関係機関の職員
	被保険者代表（東郷地区）	水 口 ち さ 子	被保険者
	被保険者代表（押切地区）	本 間 恵 子	被保険者
	町町内会長連絡協議会会長	本 間 武	識見を有する者

事 務 局（令和年3月31日現在）

職 名	氏 名
健康福祉課長兼地域包括支援センター長	鈴 木 武 仁
地域包括支援センター長補佐	佐 藤 潮
健康福祉課長補佐（福祉担当）	木 村 功
介護支援係長	真 嶋 幸
健康係長	佐 藤 千 絵
地域包括支援センター主事	佐 藤 伊 代
介護支援係主事	富 田 莉 生
地域包括支援センター保健師	瀬 尾 菜 穂
地域包括支援センター主事補	阿 部 留 依
地域包括支援センター社会福祉士	菅 原 和 子
社会福祉協議会事務局長	加 藤 恵 美

三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会条例

平成12年3月21日

条例第8号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画の一体的な策定等を行うため、三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行うものとする。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げる計画の変更及び進行管理に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 保健福祉関係団体の代表
- (3) 山形県保健福祉関係機関の職員
- (4) 被保険者
- (5) 識見を有する者
- (6) 町の職員及び執行機関の委員

(委員長及び委員長代理)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 職務上若しくは機関又は組織の代表としての委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、その職務を退任したとき、若しくは機関又は組織の代表でなくなったときをもって辞任したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ保健福祉の関係者を出席させることができる。
- 3 委員会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 三川町老人保健福祉計画委員会設置要綱(平成10年訓令第11号)は、廃止する。

附 則(平成20年9月17日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月16日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成26年3月25日条例第7号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。